

平成27年第3回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成27年6月17日																																																				
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																																				
開 会 （ 開 議 ）	6月17日午前9時0分宣告（第3日）																																																				
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 山 本 隆 史</td> <td>2 番 城 内 敏 之</td> </tr> <tr> <td>3 番 井 戸 太 郎</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 山 田 仁 樹</td> </tr> <tr> <td>9 番 高 幣 幸 生</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 山 本 隆 史	2 番 城 内 敏 之	3 番 井 戸 太 郎	4 番 森 田 勝	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 山 田 仁 樹	9 番 高 幣 幸 生	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																								
1 番 山 本 隆 史	2 番 城 内 敏 之																																																				
3 番 井 戸 太 郎	4 番 森 田 勝																																																				
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																																																				
7 番 山 口 昌 亮	8 番 山 田 仁 樹																																																				
9 番 高 幣 幸 生	1 0 番 窪 和 子																																																				
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																																				
欠 席 議 員	な し																																																				
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>中 島 伊 三 郎</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理 事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理 事（総務防災課長）</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>理 事（都市建設課長）</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>理 事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>理 事（上下水道課長）</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>政策推進課参事</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>総務防災課参事</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>都市建設課参事</td> <td>岡 田 守 男</td> </tr> <tr> <td>教育委員会総務課参事</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>政策推進課主幹</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>総務防災課主幹</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>住民生活課主幹</td> <td>中 村 九 啓</td> </tr> <tr> <td>福祉課主幹</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>都市建設課主幹</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> <tr> <td>観光産業課主幹</td> <td>寺 口 浩 代</td> </tr> <tr> <td>観光産業課主幹</td> <td>酒 井 智 志</td> </tr> <tr> <td>教育委員会総務課主幹</td> <td>北 川 貴 史</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	中 島 伊 三 郎	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	理 事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫	理 事（総務防災課長）	経 堂 裕 士	理 事（都市建設課長）	植 田 充 彦	理 事（教育委員会総務課長）	西 本 勉	理 事（上下水道課長）	島 野 千 洋	税 務 課 長	西 脇 洋 貴	住 民 生 活 課 長	上 田 武 司	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦	政策推進課参事	巳 波 規 秀	総務防災課参事	橋 本 雅 至	都市建設課参事	岡 田 守 男	教育委員会総務課参事	松 村 嘉 容	政策推進課主幹	山 崎 孔 史	総務防災課主幹	川 西 貴 通	住民生活課主幹	中 村 九 啓	福祉課主幹	今 田 良 弘	都市建設課主幹	大 辻 孝 司	観光産業課主幹	寺 口 浩 代	観光産業課主幹	酒 井 智 志	教育委員会総務課主幹	北 川 貴 史
町 長	岩 崎 万 勉																																																				
副 町 長	中 島 伊 三 郎																																																				
教 育 長	岡 弘 明																																																				
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																																																				
理 事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫																																																				
理 事（総務防災課長）	経 堂 裕 士																																																				
理 事（都市建設課長）	植 田 充 彦																																																				
理 事（教育委員会総務課長）	西 本 勉																																																				
理 事（上下水道課長）	島 野 千 洋																																																				
税 務 課 長	西 脇 洋 貴																																																				
住 民 生 活 課 長	上 田 武 司																																																				
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																																																				
福 祉 課 長	塚 本 敏 孝																																																				
観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦																																																				
政策推進課参事	巳 波 規 秀																																																				
総務防災課参事	橋 本 雅 至																																																				
都市建設課参事	岡 田 守 男																																																				
教育委員会総務課参事	松 村 嘉 容																																																				
政策推進課主幹	山 崎 孔 史																																																				
総務防災課主幹	川 西 貴 通																																																				
住民生活課主幹	中 村 九 啓																																																				
福祉課主幹	今 田 良 弘																																																				
都市建設課主幹	大 辻 孝 司																																																				
観光産業課主幹	寺 口 浩 代																																																				
観光産業課主幹	酒 井 智 志																																																				
教育委員会総務課主幹	北 川 貴 史																																																				

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会議務局長 主 任	上 田 昌 弘 竹 村 恵
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

平成 2 7 年 第 3 回 ( 6 月 )  
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

平成 2 7 年 6 月 1 7 日 (水)  
午 前 9 時 開 議

日程第 1           一 般 質 問

## 一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
6	1 番	山本 隆史	1 救急医療情報キットについて
7	6 番	植田いずみ	1 学童保育の充実について 2 小中学校へのエアコン設置とトイレの改修の早期実現を 3 障害者控除対象者認定申請書の周知について
8	3 番	井戸 太郎	1 小型モビリティ（セグウェイ等）の実証実験を 2 安全な通学路確保のためのLED照明の更なる増設について 3 「個人情報を管理する町職員の職務場所における自ら管理する投稿サイトへの投稿の禁止、罰則に関する条例」の制定を
9	4 番	森田 勝	1 耕作放棄地の解消策は 2 町内の土砂災害特別警戒区域の指定は 3 広域農道沿いの直売場の再開は
10	9 番	高幣 幸生	1 平群の再生へ、小さな声、住民の声です 2 その後の町創生政策について

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

本日、議会事務局主幹、体調不良のため本日も欠席しておりますので、よろしく願いをいたします。

それと、井戸議員に一般質問の写真資料ということで机置きをしておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成27年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、10名の議員から提出されており、昨日に5名の議員による一般質問が終わっております。本日は、5名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号6番、議席番号1番、山本君の質問を許可いたします。山本君。

○1 番

皆さん、おはようございます。議席番号1番、山本隆史でございます。議長よりお許しをいただきましたので、先般通告させていただいております御質問をさせていただきます。

我が平群町での高齢化率は34%を超え、平成27年5月19日現在で6,685人でした。その中の17.68%に当たる1,182人の方がひとり暮らしで、高齢者の6人に1人の割合となります。住民の安全・安心、福祉の充実と質の向上の観点より、平成23年5月から65歳以上のひとり暮らしの方や日中独居になる方を中心に、この救急医療情報キットを無償で配付いたしております。配付数は、この5月時点で1,397個でございます。

ちょっとここで現物の説明をさせていただきます。私より若い方は御存じない方がほとんどだと思いますので、現物で御説明させていただきます。この容器の中には、専用の用紙に御自身の氏名、生年月日、血液型などの個人情報のほか、かかりつけの医療機関や服薬内容、持病、緊急連絡先などの緊急情報を書き込み、自宅の冷蔵庫に保管する約束で配付されております。冷蔵庫に保管しましたら、同封のステッカーを冷蔵庫の外へ張り、ここにありますという目

印となります。

なぜ冷蔵庫なのかと私は疑問に思いましたが、決して中身が腐るわけではございませんでした。冷蔵庫ならほとんどの家の台所にあります。救急隊が出動要請を受け、傷病者から情報を聞き取れない場合には、冷蔵庫内の情報キットを見つけ出し、その記載情報をもとに素早く状況を判断しながら対処することができます。また、地震や火災発生時でもこの情報キットの損傷を防ぐことができます。

さて、西和消防署北分署に現状をお聞きしましたところ、平成26年の1年間で町内住民からの救急車の出動要請は約640回で、その中で65歳以上の方が約400名で、62.5%でした。その際に、ひとり暮らしかどうかの統計はとっておられませんでした。

では、実際にこの情報キットはどれほどの効果があるのか確認しましたところ、数回ではありますが、情報を確認できたことでより素早く対応できたことがあり、今後もぜひ継続して活用していきたいとのことでした。

今回、私が北分署で調査した中での最重要課題としては、情報キット内の情報更新を定期的に行い、最新の情報にしておかないと誤報になるおそれがあるということでした。

また、実際に緊急医療情報キットの管理に携わる民生児童委員さんの方にもお伺いしましたが、冷蔵庫に保管しているのは確認しておりますが、内容が更新されているのかどうかまでは確認していないとのことでした。約束どおり冷蔵庫に保管されているのかの確認、記載情報を更新するためのルールづくりを優先的に対処していただきたいのですが、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

山本議員のほうから、救急医療情報キットにかかわって質問を頂戴しました。

救急医療情報キットは、平成23年6月から県下に先駆け、平群町が初めて導入した事業でございます。高齢者、障がい者等の方が急病により駆けつけた救急隊員に早急かつ適切に医療情報を伝えることができるよう、救急時に必要な救急医療情報を冷蔵庫に保管する事業でございます。

これまで、申請時、取り扱い説明と救急医療情報キットを手渡し、直近情報への更新についても説明をしております。しかし、設置後、利用者が救急医療情報キットを冷蔵庫に保管されているか、医療情報を適時更新をされているかは、当初から危惧していたところです。町でなかなか把握することができ

ない状況でもあります。

事業開始から4年経過しています。古い情報のままだと、緊急時に適切な処置を受けることができないことも考えられます。今後、直近の8月の広報、また町ホームページにおいて、救急医療情報キット紹介とあわせて適正使用、更新の案内を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、情報キットを設置後1年以上経過している利用者の方に、更新の案内を通知をしていく方向で検討してまいりたいというふうに考えております。さらに、訪問介護・看護を利用されている方については、各事業所を通じて訪問時に確認・更新をしてもらえるよう要請もしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

山本君。

○1 番

ありがとうございました。

この情報キットは、命綱とも言えます。高齢者は体調を崩しやすく、服薬内容も短期で変わる可能性があることから、先ほど8月に一度情報を回していただくということなのですが、せめて継続して3カ月に一度は情報を更新していただけるようなルールづくりをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

頻繁に更新を訴えていくということですが、それはやぶさかではございません。ただ、広報の紙面上の問題も含めてございます。むしろ、今言いましたように、直近では8月に間に合うように今準備をしておりますが、それから以降ホームページもそうですし、また、設置後1年を経過している方について、今回文書を改めて送付をさせていただく。同時に、定期的に訪問されているヘルパーさん、看護師さん等も含めて、訪問時に設置場所、更新がされているかどうかについても確認をお願いしてまいりますので、ある程度その辺のところは対応できるのではないかと考えているところでございます。

○議 長

山本君。

○1 番

ありがとうございました。

実は、私の祖母が生駒市萩の台にて先月の23日に亡くなりました。年は9

0歳でした。日中独居になることもあり、長い間肋骨を骨折していたことがわからなく、体調を結局崩してしまいました。福祉の皆さんと緊急医療情報キット及び救急隊が三位一体となり、私が町の大切なおじいさん、おばあさんへの人命救助に当たっていただきたいと思います。

ありがとうございました。

私の質問は以上です。

○議長

それでは、山本君の一般質問をこれで終わります。

発言番号7番、議席番号6番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○6番

皆さん、おはようございます。

私は、質問通告3点させていただいております。順次、明快な御答弁よろしくお願いいたします。

まず1点目なのですが、学童保育の充実についてということで質問させていただきます。平群町は、県下で早くから学童保育が公設公営で運営され、保護者が安心して就労できる体制が整備をされてきました。その後、社会状況の変化の中で、私も一般質問で取り上げてまいりましたが、保育時間の延長、あるいは夏休み期間のみの学童入所など、保護者の働き方の多様化により、その時々で改善されてきたことは評価をしていきたい、評価をしたいと思っております。

しかしながら、20年度に保育料が2.5倍、21年度からは4倍と大幅な引き上げが行われました。それによって50人近い子供たちが学童保育の利用を諦めるということが発生いたしました。このときも、保育料引き上げを何とかやめてほしいという1,200筆を超える反対の署名もありました。

その後、入所児童の数は減り続けて、23年度から延べ人数はふえています。5月1日現在での入所児童数で対比してみますと、23年度から25年度はふえています。26年、27年はまた減少してきているという状況があります。住民の所得が減る中で、消費税の増税や物価の上昇、あるいは社会保障の負担増などが相まって、可処分所得が減ってきている。学童保育料の負担も、若い世帯にとってはかなり家計に与える影響は大きいというふうに考えます。

きのうも何名かの、数名の議員さんのほうから、若い世帯を平群町に定住してもらうためにはどういうことが必要なのかということで質問があったと思いますが、若い世帯の定住促進を図る上でも、他の自治体と横並びでは、私も意味がないと思っています。それ以上の施策を打っていくことで差別化を図って



いく、このことが平群町で若い世帯が住んでもらえる、移り住んでもらえる、あるいは住み続けてもらえるということにつながっていくのではないかと考えています。その意味から、学童保育料の引き下げを行うべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、学童保育の問題でもう一点。長期休暇のみの学童利用の拡大の問題です。現在は、夏休みだけがその対象となっていますが、これを冬休み、春休みにも拡充していく。そして、保育料も長期休暇のみを利用する場合は、それ用の保育料を設定するべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

続きまして、2点目の問題です。

小中学校へのエアコン設置とトイレの改修の早期実現をということで質問させていただきます。この3月議会でもこの問題で請願、賛同署名が736筆が出され、議会では賛成多数でこの請願が採択をされました。私もこの請願の紹介議員として、この問題を解決すべく町として早急な計画をつくるべきだとの立場で質問をいたします。

学校現場では、近年の社会環境、一般的な生活環境からおくれているという状況があります。一昔前の施設の環境の状態だということです。子どもたちが日中大半を過ごす学校現場で、現在では一般家庭に普及している洋式トイレやエアコンが整備をされていません。

近年、異常気象などで7月から9月ごろまでの間の教室の気温は35度前後を記録するなど、到底学習に集中できる環境にないということは明らかです。教室で熱中症になってしまう危険もあります。とりわけ、奈良県の普通教室へのエアコン設置率は近畿でも最下位、6.1%、全国平均で32.8%となっていますが、早急な改善が求められます。

また、トイレの改修も早急な改善が求められる問題です。学校現場での調査でも、施設の改善のトップに常に上がっているのがトイレの改修です。これは、各学校、PTAからの要望書でも毎年上がってきていると思います。

今、子どもたちは、生まれたときから洋式トイレで育っています。それが学校に上がると、和式のトイレで用を足さなければならなくなります。老朽化や和式トイレの形態上、臭気や衛生面で決して安全で安心して用を足せる状況にないことは、多くの保護者や子どもたちからお聞きをしています。

人として生理現象をスムーズに処理できないことは、大きなストレスとなります。また、学校施設は、その9割が地域の避難所としての役割も担っています。高齢者や障がい者、小さな子どもたちも使うことにもなります。

近年、トイレの改修、単独での補助金制度もできています。そして、何よりも町内の学校施設が同じ教育環境で学習できる条件を整備することが求められ

ることから、エアコン設置とトイレの改修の年次計画を早急に立てることを求めたいと思います。

最後、3点目は、障害者控除対象者認定申請書の周知についてであります。この問題は、以前私も議会で取り上げ、障害者手帳を所持しない方に対しても、要支援、要介護認定に関する情報の中で、主治医意見書で一定の判定基準が示された場合、障害者控除対象者認定書の交付が受けられ、税金の申告時に障害者控除30万円を受けることができます。

また、それにより、住民税の非課税措置の対象となれば、介護保険料の軽減や高額介護合算療養費の軽減、入院食事代の軽減対象にもなります。障害者控除対象認定書の交付を受けるための案内を全ての介護認定者に送っていた。これは18年度1年間だけですが、いました。その後は、現在もそうなのですが、広報で年1回、あるいはホームページの紹介にとどまっている。あるいは、保険料の負担の相談があったときのみ案内するという、非常に後退した不十分な対応になっているというふうに考えています。

三郷町では、介護認定の決定通知書と同時に案内を送っていることや、あるいは年1回、介護を利用されている方はケアマネさんが訪問調査をされて更新されるんですが、ケアマネが制度の案内をするなど、住民への周知を行っているというふうにお聞きをしています。平群町でも同様に、介護認定の決定通知書と同時にこの案内をして周知を図ることや、あるいはケアマネさんがお宅を訪問したときに説明するなど、制度の周知を図るための改善が必要だと思いますが、ぜひこの改善を求めたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上、3点について明確な御答弁よろしくお願いたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、1項目め、学童保育の充実に関する御質問についてお答えさせていただきます。

1点目の学童保育の保育料の値下げについての件でございますが、御質問内容にもありましたように、平成20年度より従来の月額1,000円から月額2,500円に保育料の改定を行い、平成21年度より月額4,000円の再度の改定を行いました。これらの改定につきましては、平成19年7月に策定しました新財政健全化計画に基づき改定を行ったものでございます。

近隣自治体の学童保育所比較では、午後5時から7時までを開所時間としていところが多いのに対し、平群町におきましては、午後7時半までの開所をしております。また、対象年齢につきましても、近隣自治体では1年生から

3・4年生が多い中、王寺町と平群町のみが全学年を対象としております。このように、他の自治体と比較をした場合、学童保育サービスとしては高水準にあるというふうに考えています。

一方、料金設定につきましても、一番高い自治体で、7町での中ですけれども、1カ月5,000円、最も低い自治体で3,000円という現状や、町の財政も逼迫した状況にあることに加え、先ほど申し上げました保育サービスの量や質も勘案して、決して平群町の負担が高いということはないというふうに考えています。したがって、これ以上の料金値下げについては困難というふうに考えております。

次に、長期休業中の学童保育所の保育料についてでございますけれども、学童保育所の保育料につきましては、月単位として徴収をしており、平群町放課後児童健全育成事業施設条例施行規則で、「月の途中において入所、または退所した場合の保育料は、その月分の全額を納付しなければならない」というふうになっており、一日でも在所されれば全額負担をさせていただいております。

斑鳩町の状態につきましては、議員お述べのとおりではございますが、その一方、長期休業中の受け入れ、特に夏休み中の受け入れにつきましては、近隣の自治体におきましては、生駒市、上牧町については、受け入れ自体を行っていないという現状もございます。とはいえ、長期休業中の保育料設定につきましては、近隣で斑鳩町が長期休業のある月の16日から入所についての料金設定をしているのも、これは事実としてありますので、この休業期間の料金設定につきましては、町の現状も勘案しながら、現在町が推し進めております行財政改革の取り組みとも絡み合わせる中で、今後の検討課題というふうにしたいと考えますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

植田君。

○6 番

今、課長のほうから、学童保育料の現在4,000円の分については値下げをする考えはないという御答弁だったと思うんですがね。もともと平群町は無料で行ってきたわけですね。平成17年度から条例制定をするというところで、条例制定に当たって1人1,000円という保育料をいただくということで、そのときには共産党議員団としても賛成をしたと。条例としてきちっと位置づけるという部分では評価してるし、1,000円であるならば、保護者に与える影響も少ないということで、これは私自身もそういう記憶をしております。

その後、そういう中で、平群町の中でも就労する家庭がふえてくる中で、非常にこの学童保育の役割というのは大きくなってきたわけです。そういう中で

非常に平群町の学童保育というのは保育料も安いし、きちっと見ていただけるということでどんどんふえていったわけですが、そういう中で岩崎町長になってから、この保育料がどんどんと値上げがされて、いわば1,000円からしても4倍になったわけですね。

課長のほうから、近隣とさして高いとは感じないというふうにおっしゃったんです。最初にも言いましたが、今本当に若い世帯の所得が大変な状況の中で暮らされている家庭がたくさんいます。そういう中で、ほかと比べてそんなに高くないというふうにおっしゃるんですが、それでも平群町の中では4倍にもなったということで、多くの児童が値上げになったときに退所をしているという状況が実態としてはあるわけです。

一番、19年度のときには学童の人数が211人いらっしゃいました。これは1,000円の時ですね。20年度に2,500円になり167人に減り、21年度4,000円には145人に減ってくるという状況があったんです。多少、近年はちょっと戻っている状況ですが、しかし、19年度のような事態ではないという状況があります。

やっぱり平群に移り住んで子育てをする上で、学童保育の充実はやっぱり、私は必要だと思っていますし、全生徒に占める学童保育の入所の児童の割合も27年度で大体17%が学童を利用しているというふうな状況もあるわけですね。19年度は22%もあったという状況があるわけです。そういう意味では、やはり学童保育料の負担、これ4,000円だけですが、そこにおやつ代も加わりますので、そういう意味では7,000円近くやっぱり負担がふえるわけですね、教材費なんかも含めますと。やはり、それは保護者にとっては大きな負担になりますので、やっぱりこれはもう、私は平群で本当に若い世帯を呼び込んでやっていこうと思えば、思い切ったやっぱり見直しというのは必要だというふうに思います。これは、ぜひ今後とも取り上げていきたい問題ですが、今のところはやる気はない、下げる気はないとおっしゃっているので、これ何ぼやってもこれ以上進まないと思いますので、これは引き続き取り上げていきたい問題だと思っています。

それと今、長期休暇の問題で、検討していきたいというふうに課長のほうから御答弁があったんですね。この問題、私も調べてみて、確かに長期休暇をやっているところは少ない中でそれは評価をしたいんですが、ただ、保護者の方からお聞きする声で、長期休暇のとき預けたいんやけど負担が大きいということなんですね。いろいろ調べてみたら、先ほど課長のほうからもありましたように、一日でも行きゃあ1カ月分の保育料をいただく、あるいはおやつ代もそうですが、いただくという形になるわけですね。隣の斑鳩町とちょっと比べて

みましたら、斑鳩町は月の15日から月末までに入所すれば、月額保育料は半分になると。月の初めから15日までに退所すれば、それも月額半分になるというふうに、これ規則か何かで書いて、私も見させてもらったんで書いてたんですね。

ということは、夏休みの場合であれば、1カ月分は丸々、斑鳩町は8月分については保育料払ってもらう。しかし、7月分については半額になるわけですね。これをちょっと試算してみますと、斑鳩町は保育料1カ月、1人4,000円ですので、おやつ代1,600円と。教材費は学童によって異なるということなんですが、これ1人の場合、子どもさんが1人の場合、入った場合は、平群町の場合は夏休みの利用でいきますと4,000円掛ける7・8月度ですので2倍の8,000円、斑鳩町は4,000円、1カ月、8月分ですね。プラス7月分は半分になりますので2,000円、合計6,000円ということ形です。ということは、ここで2,000円の差が平群町と斑鳩町では出てくると。それと、おやつ代についても、平群町は2カ月丸々いただくけれども、斑鳩町は半分になると。保育料が半分ですから、おやつ代も半分しかいただかないというふうなことをお聞きしました。

これ、春休みとか冬休みの利用の保育料で試算して、平群町はやってませんが、やったとしたらですね。やったとしたら、平群町は春休みは3月・4月にかかりますので2カ月、だから4,000円掛ける2カ月分として8,000円。斑鳩町の場合は、両方に15日以降と15日までに退所するというところで半額ですので、2,000円掛ける2カ月ということで4,000円です。ここではもう4,000円の差が出るわけですね。そして、先ほど言いましたように、おやつ代もそういう取り扱いになるというふうなことになっています。

これ、また兄弟で入所、学童保育に入られた場合、春休み、冬休みやったとしたらですよ、夏休みでも今のような試算ですと6,000円の差が出てくるんですね、兄弟2人の場合。違う、ごめんなさい、2,000円かな。兄弟2人の場合やったら、斑鳩町と2,000円の差が出ると。これを春休み、冬休みやったとしたら、今のままでは6,000円の差が出てくるというふうにちょっと試算をしてみました。

やっぱり、夏休みを今現在、平群町でどれぐらいの方が夏休みのみの利用されているのかとちょっとお聞きしましたら、大体30人から40人の方々が夏休みのみの利用されているという現状があります。そういう意味では、当然夏休みだけを、そういう長期休業中だけ、長期の休みのときだけを利用する方がそんだけいらっしゃるということは、春休み、冬休みも当然利用したいと思う方が、私はいらっしゃると思うんですね。そういう意味ではやっぱり、検討す

るということなのですが、それはもうぜひ拡充をしてもらうということが一つ。春休み、冬休みについても拡充をしてもらうということが一つ。

それと、やはりそのときにはやっぱり料金設定というか、利用料の設定をね、保育料の設定をやっぱり考えていただきたいなというふうに思います。斑鳩町がそのように対処、対応されていますし、実際2週間程度、あるいは冬休みでお正月も入るんですが14日間、春休みで12日間、学童保育を利用するとしたら、そのときだけを。そうすると、月の半分行かないまでも全額払わなあかんという今の条例上の問題としてはあると思うんですね。そこはやはり、少しでも住民の方、保護者の方々が使いやすい制度にやっぱり改善をしていくということは、私は必要ですし、何よりも学童保育があることで子どもたちが万全に平群町で成長していける状況を保障するという意味でも、私はここはもうぜひ早急に検討していただいて、子どもたちの健やかな成長、学童保育の観点からも保障していくということが必要だと思うんですが、その点について再度、教育委員会の決意といいますか、思いをお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

学童保育の保育料の件については、先ほど申し上げましたとおりで、何遍も繰り返しになりますけども、単に金額だけやなしに、その中身、質と量、サービスですね、そういったのを含めて総合的に判断しなければならないというふうに思ってますんで、その辺はどうか御理解願いたいと思います。

ことし、平成27年度直近で7町や生駒市、大和郡山市あたり、近隣の調査もしてます。その中で見ても、総合的に判断して平群、斑鳩、王寺あたりが結構学童保育のサービス、量とか保育料も含めてですけども、総合的に進んでいるというふうに、そういうふうに考えてます。

例えば、斑鳩との比較を随分議員はおっしゃいましたけども、保育料にしましたら、保育料の4,000円は一緒ですけども、おやつ代とか教材費等々については、平群町は取ってるけども斑鳩は取ってないというふうな意味では、斑鳩のほうの方が安い。ただ、減免の関係でいいますと、平群のほうでは第2子・第3子ということで減免してますけども、斑鳩のほうではしてない。また、対象児童につきましても、平群は小学校1年生から6年生まで全学年を対象としてますけども、斑鳩のほうは基本的には1年から4年生までというふうなことで、部分的に言えば斑鳩のほうが進んでるというか、そういう見方ができるんですけども、全体としては決して引けをとってないというふうに思います。

また、王寺町も対象児童は全学年ということで同じで、保育料についても3,000円ということで安いんですけども、開所時間が午後6時には閉所するという事になっているのに対して、平群町のほうでは7時半まで、遅くまで就業しておられる保護者の方のことも含めて対応できるというふうな事になってます。

生駒市や大和郡山市も調べましたけども、非常に全然比較にならないほど保育料も高いというふうな状況でございます。

そういったことから、これ以上の引き下げは難しいというふうに考えてます。長期休暇の件につきましても、夏休みのみを今やってるんですけども、平群のほうでも決して、冬休み・春休みを外してるという話ではなく、これまでも冬休みについても募集をかけたりにしてますけども、応募がなかったというふうな事の実態もございます。

議員おっしゃるように、保育料の、長期休業中の保育料の設定に問題があるんじゃないかという話につきましても、これも一応基本的には長期休業中の保育というのは、朝、平群の場合は8時から晩の7時半までという一日ということです。通常の場合は、学校が終わってからですから大体午後2時から2時半ぐらいから7時半までというふうな時間設定の中での比較になりますし、そういったことも含めて、平群町にしっかり現状と照らし合わせながら検討していくというふうにしたいというふうに思ってます。部分的に斑鳩町がこうやからそれにあわすということにはならないかなというふうに思ってます。

また、冬休み・春休みにつきましても、事実上、春休みについては3月25日から4月5日が春休み期間で、その中11日間で、その中、休みの日とかがありますんで、事実上8日前後かなというふうに思います。また、冬休みにつきましても、12月の24日から1月の6日の間で、この中の年末年始の関係もありますんで、事実上、実質的には四、五日程度の日数になってくるというふうに思います。

決して、長期休業、春休み・冬休みも含めて受け入れをしないというふうな、そういう基本的な方針は持っておりませんので、そういう受け入れについては前向きに考えていきたいなというふうに思います。

もう一つ、長期休業中の料金について別枠で考えるということについては、先ほど申し上げましたように検討はさせていただきますけども、少し全体状況を見たときにいろいろ課題はあるんじゃないかなというふうに思ってます。

○議 長

植田君。

○6 番

長期の休業のときの学童保育の受け入れについては検討したいということなので、それはぜひそうしていただきたいし、やはり夏休みがそれだけあるということは、私はあるとは思うんですね。そういう意味では、それはきっちりやっていただきたい。

やはり、そこをやるときに、やっぱり保育料というのは、私大きくかかわってくるというふうに思っています。さっきも言いましたように実際に、保護者の方が、言うたら月の半分も行ってない、今、課長おっしゃったように、5日とか8日とかというね、なのに、まあ言ったら月がまたがるだけで丸々2カ月分払わなあかんということでは、やっぱりちゅうちょするわけですよ、保護者の方はね。だって大きな負担ですもん。

だから、そこをやっぱりね、あけていただくのであれば、やっぱりそこをきちっと、保育料をちゃんと見直していただいてやっていただくことが、私は必要だというふうに思います。

先ほど、課長のほうから、確かに平群町、1人目は4,000円で2人目3,000円で、3人目から2,000円というふうな、御兄弟で学童保育を利用されてるところはそういうふうな、通常軽減措置がありますよね。そうおっしゃったんやけども、夏休みの場合でいっても、それでもそういう軽減がある平群町であっても、やっぱり斑鳩のほうが安くなってるねん、保育料は。半額になるから、7月分が。保護者の負担としては、やっぱりそっち側のほうが軽減されてるわけですよ。

学童の年齢っておっしゃった。今、斑鳩町、学童保育が足りない状態というのはお聞きしてます。そんだけ子どもたちがふえてきているという状況なんですね。だから、ここだけの問題ではないとは思いますが、そういういろんな子育て支援の施策を打ってるからこそ、きのうもありましたが、三郷や斑鳩でそういう若い世帯がふえてきているというふうに私は思います。

そういう意味では、そういうところ、子育て支援の施策、ほんまに大きく大胆に打っていくことで、やはり平群町へ若い世帯を呼び込む、またそのことを一つの平群町の売りとして人口をふやしていくということが私は必要だというふうに考えます。この問題、引き続きまた取り上げていきたいと思しますので、以上でこの質問については結構です。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、議員御質問の2項目め、学校施設の改善についての御質問にお答えさせていただきます。



現在、エアコンの設置につきましては、多くの子どもたちが利用する特別教室への設置を中心に、また、トイレに関しましては、避難所指定されている体育館のトイレから順次改修を進めている状況でございます。今年度につきましては、北小学校と南小学校の図書館、中学校の特別教室の一部にエアコン設置を計画しており、トイレにつきましては平群小学校の体育館改修工事が完了することで、災害時の避難所にもなる町内小中学校の体育館トイレに関しましては全て改修したことになります。

教育委員会としましても、エアコンとトイレの整備につきましては、子どもたちの心身の健康につながる事案と、そういうふうに認識し、各学校によりよい教育環境を整備していくため、施設整備の年次計画は必要と考えており、財政担当課とも協議をしているところであり、できるだけ実効性のあるアクションプランを策定したいというふうに考えてます。

そして、策定に当たりましては、補助金を中心とした財源の発掘に努め、その内容につきましても学校現場の声やPTAの意見等にも耳を傾けていきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議 長

植田君。

○6 番

担当課のほうでは、その必要性は十分、これ、御認識だということは、3月の請願のときにも私も確認をしています。4月から就任された教育長も長らく平群町の現場で、まあ言うたら学校の実情というのはよく御存じだというふうに思います。そういう中で毎年そういうふうにPTAからの要望も出されていることや、実際、日々お仕事をされていた現場がどういう状況なのかというのは十分御認識をされているというふうに私は思っています。そういう意味では、非常に期待をしたいというふうに思っているんですけども、今、課長のほうから実効性のあるアクションプランをつくっていききたいということなんですけれども、計画を持ってね。これ、いつごろをめどにその計画を立てるというふうにお考えなのか。私は、もうできるだけ早く、それこそ来年度予算ぐらいからそれを組み込んだ形でやっていただきたいなというふうに思ってるんですね。

今、国のほうも学校施設環境改善交付金というのが27年度で2,048億円組まれてます。それは全国からこの補助金を目当てにというか、使つてと言おうか、そういうことで多数手が挙がってくるとは思うんですけども、今までトイレ単体での改修がなかなかできなかったという状況が、やはり文科省のほうもトイレの環境というのは非常に悪いというのは十分認識をされてなって

くる中で、単体での改修、これは400万円から最高2億円まで、1校当たりですね、改修にかかる費用については、この補助金の対象とするというふうにしておりますし、3分の1の補助で残り75%は起債対象というふうになっていきます。交付税算入が、ちょっと裏負担があったかどうか、ちょっとごめんなさい、私、今記憶にないんですが、そういうふうなことで、とにかく学校の施設がトイレにしてもエアコン設置にしても、最初に申しましたように、今の一般的な社会状況の中からは非常におくれているということです。

そういう中で、保護者の中からも、平群小学校は今回、体育館も全て耐震化、それからトイレの改修もされてリニューアルされると。ほぼ100%、パーフェクトに学校の施設が大きく改善をされるという中で、やはり中学校や北・南の保護者からも、何で同じ町内で子どもたちが通ってるのに、こんだけ差があるんですかというのを、それは単純にそういうふうに使われますよね、やはり。その答えが、私は最初からわかってたのに、なぜ計画的に、いや、こういうふうに中学校・小学校、北小・南小はやっていきますというふうなことを、私は当然両方もってやるべきではなかったかなというふうに思います。

そういう意味では、今、課長のほうから、実効性のあるアクションプランをつくっていきたいということですので、具体的にどれぐらいをめどにそれをつくられようとしているのか、この点についてだけ御答弁願えますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

アクションプランをいつぐらいまでにとという御質問、再質問だったと思いますが、これにつきましては3月のときに請願があって、町長のほうも立てていくというふうに、たしか答弁しておられたと思いますので、教育委員会のほうでも内部協議をして、それを財政課のほうに持って行って、財政課と現在協議をして、テーブルに乗しているところです。

内容については、3役のほうにもお知らせをしてということで、ほぼある意味、原案的なものはできてるのはできてるんですけども、議員も御承知のとおり、財政需要は非常に教育予算だけやなしにいろんな面で多岐にわたってこれから出てきますので、そういったことも含めて実際に実効あるプランとしてお示しできるものとして完成させるのにもう少し、若干時間をいただきたいというふうに思っています。

教育委員会としましては、先ほど、できれば今年度中には計画を立てて、来年度の予算に反映できるようにというふうな御意見やったと思いますけども、教育委員会としましては、そのように何とかして少しでも、特に、エアコンよ

りもPTAの要望書ももらってますし、先般、保護者から、1, 233筆の署名もいただけてます。その中には、エアコンやなしにトイレの問題が非常にクローズアップされてます。とはいえ、先ほど平群小学校だけが100%という話でしたけども、それは全部一遍にいけばいいんですけども、それは現実問題として無理ですので、順次やっていくということで、そこらについては、そういう疑問があるのはわからんことはないですけども、それは常識の範囲内で考えていただければいいかな。適宜、順次、財政、お金のことでですけども、照らし合っしながら平群町が潰れない中で、何とか計画的に整備を進めていきたいというふうなのが教育委員会の考え方です。

○議長

植田君。

○6番

一遍に全部せえとは、私も何も思っておりません。当然、莫大な費用もかかりますから。ただ、やはり保護者に向けては、きちっと計画を示すことで、ちゃんとやってくれんねんなどということがある程度わかれば、基本的には早急にやってほしいんですが、くれればね、それはそれなりに理解はいただけると思います。

そういうことで、教育委員会のほうとしては、来年度から反映させるような形のものをつくりたいというふうに、今ちょっと課長のほうからおっしゃったんですが、町長、この点について3月の請願を審議した中で、何か町長、年次計画は立てたいんだけど、必ずそのとおり補助金獲得ができた、あるいは起債ができたということ、当然確実にやっていくように進めていかなければならないんだけども云々とおっしゃってるんですね。事業を補助金が出ないのにやってしまうかという、そういう意味では年次計画はなかなか難しいというふうなこともちょっと言われてるんですが、町長もこの問題について再度お聞きしますが、やはり町内の学校施設の教育環境は、やはり一刻も早く同じにしていかなければならないということは御認識はされていると思うんですね。そういう意味では、来年度からそういう方向に向けた計画を持って進めていくというふうにお考えなのかどうか、町長のお考えもちょっとお聞きをしておきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長

町長。

○町長

学校の教育環境の整備につきましては、御指摘のように改善すべきところにつきましては、改善していかなければならないという認識を持っておりますの

で、今、課長が答弁しましたように、年次計画が立てられるように努力していきたいなと思っております。

○議長

植田君。

○6番

町長のほうも、その必要性は十分認識をされてるということで、年次計画を立てられるように努力していきたいということなんで、必ずこれは来年度から、少しでも、一歩でも前へ進めるような状況で年次計画を示していただきたいなというふうに思っております。これは、注視をしていきたいというふうに考えていますので、よろしく願いしておきます。この件については、以上で結構です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

植田議員、3点目の質問でございます。

障害者控除対象者認定申請の周知について質問を頂戴しました。障害者控除対象者認定書の周知につきましては、税の控除に関することですので、町ホームページの中で障害者控除対象者認定書を案内をしています。また、町広報2月号で毎年案内を行っているところです。

これまでの障害者控除対象者認定書の周知については、税の申告時期に広報による案内を行っている町が大半でございます。税控除に係る障害者控除対象者認定書ですが、より周知が図れるよう、議員御指摘をいただきましたように、ケアマネジャーやあるいは介護保険事業者にも再度確認をし、徹底してまいりたいというふうに考えております。障害者控除対象者認定の案内を、介護認定の決定通知書や保険料決定通知時に同封する文書に説明文を記載をして送付する方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

植田君。

○6番

今、課長のほうからね、介護認定の決定通知書とか保険料の決定通知書のときに、その案内をしていく方向でやりたいというふうに、ケアマネなんか通しても、その案内をしたいというふうにおっしゃっていただきましたんで、それはそのようにぜひお願いしたいと思います。

それとね、そのときに、今こういう障害者控除税申告についてと私もいただ

いたんですが、こういう文書を送っておられるみたいなんですが、非常に字が細かくて、高齢者にとってはわかりにくいというふうに、私は見て思ったんです、ぱっとね。そういう意味では、もう少し文面というのはいちよつと検討していただきたいなど。ここにはどういう人たちが対象になるかまで書いてはるんですけども、あるいは、その対象となる部分がA1だったらどういう人だとか、事細かく書いてはねんね。そこまでいかななくてもいいから、ぱっと見て、自分もこれやったら出さなあかんとか、あるいは、出しといたほうがいいなど思ってもらえるような、もう少しわかりやすい文書をちよつと送付のときにはお願いしたいと思うんですが、この点についてだけちよつと検討していただけますか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

ちよつと今、議員御指摘のその文面を私ちよつと持ってないのでわからんですが、確かに見にくいようであれば、当然、見ていただくための文書ですので、わかりやすいように改善をさせていただきますし、また、内容的にも専門的な内容が入るよりも、簡便にわかりやすくというふうに心がけて工夫をさせていただきますと思います。

○議 長

植田君。

○6 番

内容文についても、課長のほうで検討させていただきたいと、わかりやすいように検討させていただきたいということですので、これはぜひお願いしておきます。

大体、どれぐらいから対応してもらえそうなんですか。今、更新時期はそれぞれ人によって違ってきますのであれなんですけど、7月・8月ぐらいからその対応が可能なのかどうかも含めて、お願いできますか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

更新時期は、人によって若干違いも含めてございますので、ただ、直近、こちらが事務的に対応できるのは夏過ぎぐらいから対応できるというふうに思いますので、それまでに文書を、指摘をいただいておりますその辺のところも検討してまいりたいというふうに思います。

○議 長

植田君。

○ 6 番

わかりました。

ぜひ、少しでも多くの方々が、この対象の方々がきちっとそういう控除が受けられるというような状況をつくっていただきたい。そのための改善も担当課としては積極的にやっていただくということですので、これはぜひお願いしておきます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○ 議 長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

発言番号 8 番、議席番号 3 番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○ 3 番

おはようございます。議席番号 3 番の井戸太郎です。よろしく申し上げます。では、議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして 3 点質問をしたいと思っております。

大きく一つ目。小型モビリティ（セグウェイ等）の実証実験を。

小型モビリティというのは、人を乗せて運ぶもので、サイズが比較的小さいものということができます。乗車定員が一、二名の軽自動車を小さくしたもの、車椅子のようなもの、スクーターのようなものとさまざまです。自動車を小さくしたタイプのものは、既に町でも見かけることがあります。お手元の資料を見ていただいたらいいのですけども、1 面、日産自動車、これはチョイモビ、これですね。

道路交通法上、一般道を走行することが、これはできます。例えば、コンビニの配達業務でも使われています。それは、トヨタ自動車の製品のコムスですね。この日産自動車のチョイモビなどは、奈良県内の自治体でも明日香村が観光目的で、このタイプの小型モビリティのレンタルを行っています。

今回、私が着目しているのは、さらに小型の 1 人乗りのセグウェイタイプというものです。今から約 15 年前、世界的大発明として、アメリカ合衆国においてセグウェイが誕生しました。かの有名な起業家、アップル社のスティーブ・ジョブズ氏やマイクロソフト社のビル・ゲイツ氏もそのアイデアを絶賛し、世界の移動手段を変えるとまで言われました。セグウェイは、現在、世界の日常の移動手段として、あちらこちらで活躍しております。例えば、ニューヨーク市では、警察官のパトロール用に採用しております。

どのようなものといいますと、このようなものです。二つ目の写真をごらんください。二つの大きな車輪の中央に台座があり、そこに人が乗り、前につい

ているバーを前後左右に動かすだけで電動モーターが作動し、移動することができるものです。コンピューター制御でバランスがとられており、一見不安定のように見えますが実際は安定しており、こけたり倒れたりすることはありません。物によっては、少々の段差や階段程度では登ることができます。この斬新なアイデアが世界中で広がり、セグウェイ式と呼ばれるような小型モビリティが多く誕生しました。

中国では、数多くの企業が製品開発、販売に既に参入しており、日本国内でも大手自動車メーカーなどがコンセプトモデルを次々と打ち出しています。これを国では総称して、搭乗型移動支援ロボットとしています。どういうものがあるかといいますと、先ほどのセグウェイに対してセグウェイ式と呼ばれる、ほとんど形は変わらないのですが、これはセグウェイ本家のものではなくて、また違うものがございます。

もう一つ、同じセグウェイ式なんですけれども、これはトヨタ自動車が開発しています。同じような形ですが、いろんなものがございます。

もう一つ、車椅子型のセグウェイでございます。ほかにもいろいろな形がございます。全てをちょっと説明できませんが、普通に座るだけの体重移動だけでバーも何もないもの、膝の動きだけで進むものと、さまざまなセグウェイ型と言われるセグウェイタイプのもので開発されています。

しかしながら、この搭乗型移動支援ロボットタイプの小型モビリティは、日本国内においては、道路交通法の規定により一般の道路、公道を走ることができず、私有地でしか使用できないことになりました。本来の移動補助という一番大事な部分が、日本国内では抜け落ちてしまい、主にレジャー施設などの敷地内でしか使用できない状況になりました。この諸外国とのずれを直すべく、日本でも平成23年より特別区を設け、公道での実証実験事業が行われました。愛知県豊田市、神奈川県横浜市、茨城県つくば市が実験都市で有名です。

その中でもつくば市では、先ほどのセグウェイタイプ、車椅子タイプなどが公道での走行実験を行いました。最初のつくば市での実験の様子でございます。とても人気がございます。普通の方の希望者を募ったところ、毎回10倍以上の競争率で乗れないという現状もあります。それぐらい人気があるということです。

約3年間の実証実験で、小型モビリティの安全性が確認されたことから、国、国土交通省は平成27年7月、来月から日本全国での実証実験が可能になることを決めました。ただいま、警察庁との協議中でございます。

さて、現在の平群町は、公共交通に関して多くの議論が重ねられています。しかしながら、財政面で国の補助なしでの現状維持が極めて困難な状況です。

公共交通政策の転換期に来ているとも言えます。

そこで、このセグウェイ式の小型モビリティを導入することが打開策につながるのではないかと考えます。この小型モビリティは、坂の多い平群の地形に適しています。電動ですので、坂道も一切力を必要とせず移動できます。また、高齢者の移動手段を自治体が担うとする国の方針にも合致しています。トヨタ、日産など日本を代表する大企業が次々と参入するほど注目しています。また、奈良県初の実証実験ともなれば、平群町の対外的なPRにもなり、イメージアップにもつながります。ぜひとも、小型モビリティの実証実験を検討、実施していただきたいがいかがでしょうか。

大きく二つ目でございます。安全な通学路確保のためのLED照明のさらなる増設について。

昨年、平成26年の9月議会において、小中学校の通学路のLEDの照明の必要性を訴えたとともに、増設を要望しました。奈良県で暗やみに乗じて襲われる事件が多発していること、平群町内においても実際に事件が起こっていること、教育委員会や各学校にかなり多くの不審者情報が送られていることなどの理由を挙げました。特に、中学校ですと冬に部活動を終われば既に日は沈み、真っ暗な状況です。

平群町としては、国の有利な補助メニューを利用し、平成26年度の予算内において、照明の増設や照明をより明るいものにかえました。危険箇所や新しく通学路になった場所、自治会の要望を踏まえて増設しました。このことは、とても評価すべきだと思います。しかしながら、平群町はとても面積が広いことから、全体としては効果が分散され、まだまだ安全とは言いがたいです。

そこで2点提案したいと思います。小さな一つ目、比較的住民の方の通行が多い道路、児童生徒の通行が多い道路でのさらなる増設を。中学校から坂をおりて公民館を通り、平群駅までの道。特に、平群中学校から公民館までは、特に増設すべきだと思います。そこだけでも今の倍にすべきだと考えています。今、5灯ですので、10灯ぐらいは必要だと思います。隣がずっと民家というのと、田んぼ・畑が続いております。全くほかに光がございません。

小さな二つ目でございます。自治会管轄に属する通学路のLED照明増設を促すため、補助率のアップを。中学校から若葉台、椿台へ続く道路は、多くの生徒が通学路として利用しています。日没になるとかなり暗いです。ここは、多くの部分が若葉台や椿台の自治会の管理部分です。この道路を明るくするには、自治会の自発的な増設決定が必要となります。しかし、必要としている生徒の所属する自治会、例えば緑ヶ丘、椿台から通われている生徒に対して、通行する道路を管理する自治体が異なります、若葉台ですね。声が伝わらないこ



とが多く、なかなか自発的な増設につながらないといえます。ここは、平群町が率先して手を差し伸べるべきだと考えます。ぜひとも、この件についてはよろしく願います。

大きな三つ目。個人情報管理する町職員の職務場所における、みずから管理する投稿サイトへの投稿の禁止、罰則に関する条例の制定を。

今回は、昨年、平成26年12月議会において、個人情報の流出問題を取り上げました。今回は個人情報を守るため、あらかじめ手を打っていくというものです。ここ数年、投稿サイトを通じてさまざまな情報が流出する騒ぎが起きています。民間の飲食店において、その写真から顧客に関する情報が公開されてしまう事態、紛争地域における敵方への司令部位置情報の流出などがありました。

市町村においても、ある自治体では、税務課での投稿写真から企業の情報が流出しました。平群町も他人事ではないです。事件が起こる前に罰則も含めた条例を制定することで、規範意識がさらに高まり、流出の防止につながる、このような条例の制定が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点でございます。よろしく願います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな1点目、小型モビリティの実証実験についてお答えいたします。

議員御提案のセグウェイ、搭乗型移動支援ロボットについては、公共交通の利用促進など持続可能な低炭素なまちづくりの実現に向けて、総合的な取り組みを国土交通省が近年、蓄電池技術等の発展を受けて環境技術を活用したモビリティである環境対応車が開発・導入されていることについては承知しているところであります。

このことを踏まえて、議員も先ほど述べられていますように、特につくば市においてですね、平成23年6月よりつくば市等で構造改革特別区域法の特別制度を活用して、一定の要件を満たす搭乗型移動支援ロボットについて、必要となる安全処置を講じた上で道路運送車両の保安基準など特例を設け、公道実証事業を3年間実施し、新たな公共サービスの創出の足がかりとなる取り組みをされたことは伺っております。

その実証実験事業の成果を踏まえ、同様の内容、要件にて全国展開が可能となるよう、関連する省令等の改正により、本年7月から実証実験が可能となる。はっきりと決まったわけではございませんが、ほぼ可能となるように、一定の

条件のもとで可能となるように聞き及んでおるところでございます。

少子高齢化社会の到来や二酸化炭素排出削減等の環境問題など、持続可能なまちづくりが望まれる中、本町といたしましては、今後あるいは将来の課題として受けとめさせていただき、議員の貴重な提案として受けとめさせていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長

井戸君。

○3番

ありがとうございます。

本当に、一生懸命これはこれからですので、一斉に7月ということで平群にもチャンスが参ってまいりました。

今回、私もこれを取り上げたのも、つくば市もありましたが、移動手段となり得る公共交通という要素と、先ほど申しました観光的な要素、高齢者の移動補助になる福祉的な要素、ほんで対外的なPR的な要素と、この四つの要素が絡み合うというものというのは、なかなかほかにはないと思うんですね。ぜひとも、こういうことにチャレンジ精神を持って、もちろんまだどこもやってないので大変な部分はたくさんあると思うんですけども、本当、前向きに検討していただきたいと思います。

何でもそうなんですけど、財源の問題となってます、ちょっと私の中でも考えてみたんですけども、この時期といいますとやはりいろんな企業が競争、切磋琢磨していろんな開発競争をしているので、宣伝効果も高めたいという意味で、提供を望んでいるというところも多いと思うんです。

例えばですけれども、電気自動車、有名な日産のリーフが宣伝目的のためにあちらこちらに、例えば大阪市に無償で何百台レンタルしたりでありますとか、この前も道の駅に、奈良県内ですね、道の駅に無償で寄附をしたりとか、そういうことをやっています。

ですから、本来、例えば今、値段50万円、60万円、1台するようなものでしたが、値段も下がってき、20万円、30万円ってなってきたときに、さらにそこで安く宣伝効果を踏まえてレンタルという形で、例えば1台当たり平群町の負担が5万円、10万円ってなってくれば、仮に100台という大きな数字を導入したとしても1,000万円程度です。

そういうわけで、本当、今チャンスかなと私は思っております。ぜひとも、よろしく願いいたします。

前向きなすごい答弁いただいたので、この件については結構でございます。

ありがとうございます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

議員御質問の2項目めの安全な通学路確保のためのLED照明のさらなる増設に関しましての御提案にお答え申し上げます。

まず、1点目の比較的住民の方の通行が多い道路、児童生徒の通学が多い道路での増設についてであります。防犯灯の設置には、町、自治会がそれぞれ住民、児童生徒の安全性を考慮し、設置しているところであります。

議員もお述べのように、昨年度はこれまでの議会等でも御指摘をいただきました箇所の現地踏査を行い、その後8カ所で計36灯のLED灯を設置したところで、今後も予算の範囲内ではありますけれども、地元等の要望に鑑み、増設してまいりたいと考えております。

次に、2点目の自治会管轄に属する通学路のLED照明増設を促すため、補助率のアップにつきましては、平成26年度より3カ年で町が事業主体となり、自治会より工事負担金を徴収させていただく方法でLED灯への切りかえを進めているところで、平成28年度完了予定で、完了時には一定の検証が必要であると考えております。

議員御提案のことにつきましては、さきの議会でも答弁いたしました。現状では難しいと考えております。貴重な御提案とさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長

井戸君。

○3番

小さい1点目の比較的、ここで、自治会の要望を聞いて検討ということなんですけれども、ちょっと私のまず1点、特にいつもよく通っております公民館から中学校の間はとても暗く、生徒の帰る時間帯に出くわすことが多いんですけれども、ほとんど顔も見えず、姿も消えてしまいます。あの長い距離で5灯というのは、すごい少ないと感じているんですけれども、10灯にふやす気はないのでしょうか。その点をちょっと明確にお願いします。

小さく2点目のほうですけれども、難しいというのはどういうことなのか、ちょっともう一度お願いします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

まず、1点目の5灯を10灯にふやせないかということなんですけども、この辺のことにつきましても、もう一度それぞれの時間帯での状況というのを確認する中で、いかなる方法がいいのかも含めまして検討もしていきたいですし、また、自治会との協議も必要ということでしたら、自治会にも協議をしていきたいというふうに思っております。

それから、補助金のアップのことをございますけども、今の時点ですぐにふやせるとかそういうような御返答はちょっとできない状況かなと。ほんで、この補助金につきましては、町内の自治会補助の中でもどちらかといいますとちょっとパーセントを上げて補助させていただいているものでございますので、その辺のところにつきましては今のところそういうふうな明言はできないということで、御理解のほうよろしくお願い申し上げます。

○議 長

井戸君。

○3 番

小さく1点目について、検討、調査してというので、前向きによろしく願いします。

小さく二つ目の補助率のアップが難しいということなんですけれども、確かに今、3年間でLEDの照明を切りかえるという事業をやっているわけなんですけども、どうも自治会の中でも増設という考え方はやはりまだまだないのではないかと思っております。今、切りかえるのが精いっぱいなのかなと思っております。

それから、やはり平群町として、町長もおっしゃられてましたように、子どもを守る、子育て環境をすばらしいものにするという形でいうと、目で見えてわかりやすく、危ないなという場所なんですよね。やっぱり、そういうところに関しては、やはり何とかもう少しでも、今すぐに答えは出せないと思いますけれども、10%でも20%でも町はこういう形で、要は意思表示ですよね。自治会に関しても、町は子どもたちを守るために、ここに関しては10%でも上乘せしますよと、今の60%から70%、80%、金額にしては少々なもんかもしれないですけども、意思表示としてすごい必要なんではないかと私は思います。

最悪といいますか、何なら別に自治会管轄でとどめておくわけではなくて、町の管轄にしてもいいと思うんですね、どうしても必要な部分は。何も自主的に自治会にやってもらう必要もなく、もちろんちょっとコストはかかりますけども、本当に重要な主の道路、例えば私がさっき申し上げてましたような、平群中学校から坂をおりてずっと平群公民館の横通って、平群駅まで行く道。特

に、公民館の道というのは、平群駅を使う電車を使う生徒もそこ通りますし、ほかの初香台や光ヶ丘の子どもたちも使います。そういう意味では、そういう部分もありますし、若葉台の部分ですと樺台、緑ヶ丘、もっとたくさん多くの子どもたちが使います。

ですから、全体的に見て、どうしてもというのであれば、町の管轄にしてもいいのではないかと私は思います。

そういうわけですけれども、最後に意気込みというわけじゃないですけども、答弁のほうよろしくお願いします。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

議員からもいろいろと御指摘もいただきまして、この辺の安全性のことにつきましては、全てこれで終わりだということとはとてもないと思います。きょう、こんだけ増設したからこれで安全だということもないと思います。日々変わっていくもんだということも思っております。その辺のことにつきましては、御指摘いただいたことは真摯に受けとめまして、いろんな形で多方面から見る中で、またやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

井戸君。

○3 番

ぜひとも前向きによろしくお願いします。

では、次の質問をお願いします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな3点目の御質問にお答えいたします。

個人情報管理する町職員の職務場所における、みずから管理する投稿サイトへの投稿の禁止、罰則に関する条例の制定ということでございます。

ある市の自治体の職員が投稿サイト、ツイッターで企業の情報を誤って投稿したことにより、企業の情報が漏えいされたことは、報道により承知をしているところであります。本町といたしましては、以前から職員研修を行う中、情報セキュリティの研修、あるいはインターネット上での情報流出など、個人情報管理について研修を通じて徹底を図っているところであります。

特に、罰則等については、これは地方公務員法、地公法の罰則規定、それか

ら地方税法の罰則規定もございます。特に、地方税法における守秘義務、秘密漏えいに関することとございますが、地方税法の22条では、知り得た情報を漏らし、または窃用した場合において、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するということとございます。特に、税務職場においては、地公法のいわゆる罰則規定、それから地方税法の罰則規定が二重に課されるということとございますので、特にそういう罰則規定もございます。情報セキュリティーにつきましては、さらに職員研修を通じながら徹底してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

井戸君。

○3番

税務課は、特にそういうんですが、私の提案というのは税務課にもかかわらないんでございます。これ、本当に税務課から漏れたというのは、本当にこれは運が悪いといいますか、倫理的なという意味ではどうなのかと言われても、単純な失敗なのかなというのもあります。

ただ、やはり職員の方々に対しても徹底、隅々までの指導というのはすごい難しいと私は思いますね。倫理観というのも統制は難しいんですけども、そもそも前回の、今年の議会でも申し上げましたが、臨時職員の割合も多く、どうしてもこれ、年1回程度の研修では限界があるのかなという気がするんですね。もちろん、副町長がトップとなって情報セキュリティー委員会とかでいろんなことをやられているのはわかるんですけども、あえて目で見えるように、今までは多分規則の段階だと思うんですけども、条例に格上げすることによって、これはだから一つの案ですね。こういうことを細かく、ですが状況に見合ったように条例を制定することで、一般の住民の方にもルールがわかりやすいですし、どうしてもやっぱり規則というのと条例というのは重さが違いますから、職員の方々もさらに気が引き締まるのではないかと思います。

そういう意味で、ぜひとも条例の方向へも向けてほしいんですけども、いかがでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

個人情報管理については、以前からいろんな方向の中で徹底を図っているところとございますが、特に最近では、平群町における懲戒処分に関する指針も職員に配布をしております。その中では、個人の秘密情報の目的外収集、個人情報の流出、個人情報の目的外使用、情報セキュリティーポリシーの違反、

コンピューターの不適正利用と、こういう項目を設けて懲戒処分に関する指針を職員に配布して徹底を図っておりますし、今後また研修についてもそういったところでも徹底してまいりたいというふうに思っておりますので、今現在は条例を制定するという事は考えておりません。

○議長

井戸君。

○3番

ぜひともね、本当はきっちりと対外的にも見えるような形でしてほしいんですけれども、ちょっと一つ聞きたいんですけれども、この本当個別案件で、税務課から本当ツイッターのリンゴのジュースでしたか、ちょっと忘れましてけど、それを写した後ろ側について、本当にミスというのに関して、私が今回言うてます、要はカウンターの中で写真を撮る行為であるとか、そういうことに関しては、この情報セキュリティ委員会ですとか、その他の場所で話し合ったことはあるんでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

当然、その市の事件については、職務中いわゆるスマホですかね、スマートフォンをいろうということは、職務専念義務違反にやっぱり当たるというふうに思います。ですから、そういうことは本町においては職員はそういうことはしていないというふうに思ってますし、そこを徹底するという倫理もございしますので、職員についてはそういうことも徹底をしていきたいと。いわゆる、職務中の職務については、きちっと職務していけるようにやっぱりしていきたいというふうに思っています。

○議長

井戸君。

○3番

ちょっとこの事件、たしか職務中じゃなかったんですよ。休み時間に、食事のときにジュースかちょっとゼリーか、それを飲んでるときに写真を撮ってということなので、それ自身は問題ないと思うんですね、ちょっと倫理とはずれると思うんですけども、ちょっとその辺、すみません、ちょっとあれですね。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

休み時間にあつたとしてもね、机上のいわゆる執務、自分のいわゆる執務室

でそういうことをしてはいけないということは、本人はやっぱりわかっているというふうに思ってますので、職員については、そういうことは注意を払っていくようにやっぱり徹底していきたいと思っています。

○議長

井戸君。

○3番

ぜひとも、本当にすぐにとというのは全て無理なので、とにかくこういう情報セキュリティは切りがないといえますか、どんどん事件は出てくると思います。その都度、応じて何とか注意喚起していただいて、それでやはり先にはなりますけれども、やっぱり条例のこともきっちり考えていただきたいと思います。

私は、今回の一般質問はこれでもう結構でございます。

○議長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

10時50分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時50分)

○議長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号9番、議席番号4番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○4番

ただいま、議長の許可をいただきましたので、通告どおり大きく2点質問します。町長を初め職員各位には、質問に真摯に向かい合っていただくことを冒頭お願いいたしまして質問に入ります。

まず最初は、耕作放棄地の解消策についてであります。

町の農業については、第5次総合計画で分野別基本計画の第3章、産業のところで、農業の項目で、町地域産業活性化方策などにに基づき、6次産業化を推進し、農産物などのブランド化を進めるとともに、農業を中心に町内の経済循環と雇用を生む仕組みづくりを進め、基幹産業である農業の新たな展開を図る。また、営農システムの構築を支援し、持続的な農業経営の基盤の形成を推進す



ると方針が示されております。また、観光の項目でも、農産物を生かした観光資源を創出することを重点目標にしております。

しかしながら、町内の農地は宅地化が進み、また、耕作放棄地が増加しているように思われます。このような状況が続きますと、平群町の農業が衰退するのではないかと危惧するわけがございます。農業の衰退は、即、平群町の衰退につながるのではないかと考えてなりません。

そこで、2点質問します。

1点目は、平群町の農業の実態、現状のことです。最新の町内の農家数、農業従事者、年齢別農業従事者はどのようになっているのでしょうか。また、耕作面積は幾らで、そのうち耕作放棄地は幾らなののでしょうか。そして、町の主要農産物の作付面積、収穫量、従事農家数、販売価格はどのような状況になっているのでしょうか。

2点目は、耕作放棄地の解消策のことです。町の第5次総合計画では、解消すべき遊休農地面積は、平成24年13ヘクタールから30年には10ヘクタールに減らし、逆に認定農業者数をふやす計画になっております。私には、非常に高いハードルを設定しているように思えます。そこで、具体的な耕作放棄地の解消策は何でしょうか、お尋ねします。

なお、少し古いのですが、平成22年の農林業センサスの数字と総計の数字が違っております。この違いは総計の目標指標一覧表、118ページに記載されておりますが、私には木を見て森を見ていないように思えます。それは別として、総計では遊休農地となっておりますが、農林業センサスでは耕作放棄地となっております。何か違いがあるのでしょうか。

次に、町内の土砂災害特別警戒区域の指定について質問いたします。

今月は、土砂災害防止月間、今年の標語は、「みんなで防ごう土砂災害～心がけよう早めの避難～」と土砂災害の防止や被害の軽減に関し、国民の関心と認識を深めるよう、国・県が本年もキャンペーンを行っております。

最近の土砂災害としては、平成23年9月、県南部を含む紀伊半島で大水害が発生しました。また、昨年8月、広島市で大規模な土砂災害でも多くの人命を奪い、建物の倒壊、ライフラインを遮断するなど想像を絶する想定外の被害が発生したことは記憶に新しいところであります。

県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に住民などの生命または身体に危害が生じるおそれがある区域を土砂災害警戒区域に、また、土砂災害警戒区域の中でより危険度の高い箇所を土砂災害特別警戒区域に指定することになっております。

県のホームページによりますと、平成27年5月29日現在の県下の市町村

の指定状況が掲載されておりまして、それによりますと平群町の土砂災害警戒区域として、急傾斜地の崩壊警戒区域は128カ所、土石流警戒区域は56カ所、合計184カ所となっております。前回の117カ所より67カ所もふえております。

この土砂災害警戒区域のうち、建物に損壊が生じ、住民などの生命・身体に著しく被害を及ぼすおそれがある箇所を、先ほども申し上げましたように特別警戒区域に指定することになっておりますが、町内で1カ所も指定されておられません。しかし、町のホームページを見ますと、信貴山地区で6カ所、久安寺地区で15カ所、計21カ所が特別警戒区域として公表されております。

そこで、このように県のホームページと町のホームページがなぜ相違しているのでしょうか。また、町内の他の地域には土砂災害特別警戒区域の指定はないのでしょうか。

皆さんも御存じのとおり、土砂災害防止法は、平成11年6月、広島市・呉市などで土砂災害によって甚大な被害が発生したことを受け、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などのソフト対策を推進するため、平成13年4月1日施行されました。

先ほど申し上げました、昨年8月、74名の方がお亡くなりになりました広島市の土砂災害では、被害区域の大半が土砂災害警戒区域に指定されていなかった。また、一昨年10月、伊豆大島の土砂災害では、死者・行方不明39名の被害があった現場は、土砂災害警戒区域にも指定されていなかったと聞いております。これを受けて本年1月18日、土砂災害防止法が改正され、被害の危険性の高い区域を明示することになっており、基礎調査をおおむね5年以内に実施して、結果を公表することを義務づけております。

また、避難体制の充実・強化ということで、安全性が確保された場所へ避難場所、避難経路を選定することが必要となっておりますが、町としてどのように取り組まれようとされているのでしょうか。

最後は、広域農道沿い直売場といいますか、直売所の再開について質問します。

西山間部の広域農道沿いの久安寺地区に農産物直売所ファーマーズマーケットが、平成17年10月23日に開設されましたが、6年前の平成21年6月28日に一旦営業を休止することになり、議会にも報告がありました。ほぼ4年で閉鎖されたことになります。

しかし、当該地は20年度に策定されました都市計画マスタープランによりますと、地域農業を活用した交流機能を持った観光交流ゾーンに位置づけられ

ており、農産品直売所ファーマーズマーケットの再開が望まれるわけですが、一向に再開されないのはなぜか理由があるのですか。万が一、再開しないのであれば、200坪の土地を年間約9万円で借り上げておくことから、財政が逼迫しており、相手があるにしても早急に土地の借り上げ契約を解約すべきではないでしょうか。たしか、契約期間は1年だったと記憶しております。

また、5月末、福貴畑に出向く折に当該地の前を通りますと、草刈りを終えたところまで、きっちり町が管理しているように私には思えました。草刈りをするという事は、当然お金がかかっておるわけでございます。そういうことも含めて、一日も早い再開が望まれます。

以上が私の一般質問です。簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

そうしましたら、大きな1点目の耕作放棄地の解消策についてにお答えします。

まず、小さな1点目の平群町の農業の実態についてですが、町内の農家数は403戸、農業従事者は全体で728人で、年齢別従事者は15歳から29歳までが82人、30歳から59歳が280人、60歳から64歳が84人、65歳以上が282人となっております。

また、耕作面積は326ヘクタール、耕作放棄地は75ヘクタールとなっております。耕作面積につきましては、平成26年、農林水産省の作物統計調査で、他の数値につきましては、2010農林業センサスの数値でございます。

主要作物の状況についてお尋ねです。平群を代表する小菊、バラ、ブドウ、イチゴについてお答えいたします。小菊につきましては、作付面積が84ヘクタール、収穫量が4,000万本、農家数が127戸。バラにつきましては作付面積2.5ヘクタール、収穫量は250万本、農家数は5戸でございます。ブドウにつきましては、作付面積25ヘクタール、収穫量は220トン、農家数は20戸。イチゴにつきましては、作付面積は2.6ヘクタール、収穫量は90トン、農家戸数については10戸であります。また、販売額についてのお尋ねですが、こちらのほうは正確な数字ではございませんが、推計値といたしましては、4品目の販売額としては17億2,000万円と推計しております。

続きまして、耕作放棄地の解消についてです。具体的な解消策についてのお尋ねであります。基本的には意欲のある担い手に農地を集積し、また新規就農者へあっせんすることにより、解消を図っていきたいと考えております。

次に、5次総合計画に記載されている現状数値についてですが、遊休農地の

中でも解消すべき遊休農地として判断できる農地の面積であります。また、耕作放棄地は農林業センサスの統計上の用語であり、遊休農地は農地法上の用語ということですので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。順次、再質問させていただきます。

ただいま御答弁いただきました農家とは何を指して言っておられるのか。農地の規模を指して言っておられるのかどうか、まず1点お尋ねいたします。

それと、今お述べの数字は、ほとんどが平成22年度でしたかね、農林業センサスの数字と変わってない。耕作放棄地も75ヘクタールということですけども、このような違いは先ほど述べられたようなことだと思うんですけどね、やはり全体をきっちり担当所管として、はっきり言って、平群の農地が幾らで、耕作しているところが何ヘクタールで、耕作放棄地は何ヘクタールだと。

次のこれ農林業センサスは、5年に1回改正いうんですか、調査発表されると思いますので、本年が、22年の次は5年先ですので、本年度の結果を踏まえて来年度ぐらい明らかになるんじゃないかなと思うんですけど、きっちり報告をお願いしたいというふうに思います。

耕作放棄地については、この問題については私、21年の6月議会で同種の一般質問をさせていただきました。その折に、町としては耕作放棄地の対策協議会を4月から立ち上げております。関係機関と連携を図りながら、総合的な耕作放棄地対策に取り組みますと答弁がありました。あれから、今議会で6年がたちますが、今言われたことがその協議会で示された耕作放棄地対策なんでしょうか。

先ほどもありましたが、やはり先ほど課長から答弁ありましたように、新規就農者をふやすことも大切だと、一つの方法としてですね。私も同感であります。後継者が不足するんだから、新しく就農をしたいという方をふやすべきじゃないかというふうに思います。新規就農者をふやす場合は、やはり短期的に農業の勉強をするような学校をつくるとか、そのようなことが私は非常に大事じゃないかと。今、大学では人口減少社会を見据えて、小学校・中学校をつくっております。生徒の囲い込みをしているわけです。それと同じことを私は農業でやるべきじゃないかと、そういう就農者をふやすということであれば、それは主体が町がなるのか農業委員会がなるのか、それは別として、そういう方を例えば西小学校に誘致するとか、そういうこともやらないと、今平群の農家

の方は、菊、バラ、ブドウ、イチゴ、これは生計が立っておりますから、新しいことには失礼ですけど、トライしないように見受けられます。

今申し上げましたように、26年の6月の同種の質問をしたときの6年間たちます耕作放棄地の対策はどのように進められたのか。それと、新規就農者をふやすためには、やはり学校等短期間で農業の勉強をする学校をつくってる、そのようなところも奈良県下で市がやってるかどうか知りませんが、あるように聞いておりますが、その辺のことを御答弁ください。

○議長 長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、順次再質問についてお答えさせていただきます。

まず、農家とはというお尋ねでした。農家につきましては、基本的には平群町で持っております農家台帳というものがございます。そちらのほうに記載されている方々ということになるかと思えます。ただ、一定、農業委員会等の選挙人名簿の作成等におきましては、10アール以上の耕作に従事している方ということで対応しておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

続きまして、農家の実態における数値についてのお尋ねであったかと思えます。これは、確かに議員お述べのように、2010の農林業センサスの数値であります。昨年度、平成27年の2月1日を基準日として、2015年の農林業センサスを実施しております。こちらのほうにつきましては、今年末、スケジュール的には12月ごろになると思えますが、一定取りまとめられた速報値といえます。その後、28年の3月には確定値が出されて、28年の4月以降にホームページ等で公表されるといったようになってるということでございます。また、こちらのほうにつきましては、あくまでもスケジュールですので若干前後するかもわかりませんが、そういう予定ということで御理解いただきたいと思います。

続きまして、21年6月議会での耕作放棄地の対策協議会の設立をもって対策を講じていくということのお尋ねであったかと思えます。その間、耕作放棄地対策協議会、確かに設立しました。経過としましては、現在は平群町地域農業再生協議会ということで運営されております。当然耕作放棄地の解消につきましては、先ほどの基本的な答弁のとおりでありまして、県等との連携によりまして講じてきたというところでございます。

新規就農者をふやすことが大事ということでもあります。また、それを勉強させることも大事であると。現在、新規就農者の対応としましては、県のほうで新規就農の準備型と言いますが、事前に専門の農業者の農業指導士等のところ

に学習、勉強していただくというような制度をもってやっていただいで、平群町におきましても、イチゴ農家等に参入をしていただいでいるところでございます。

再質問のほうよろしく申し上げます。

○議長

森田君。

○4番

今、農家とは、農家台帳に登録された、記載された方だということで、それで10ヘクタールを耕作している方だということです。10アール、ごめんなさい。

これ、センサスで見ますと、規模の小さいところも記載されておるんですね。農林業センサスですね、見ますと。それはとやかく言いませんが、農業は今、先ほど主要産品で17億円とおっしゃいましたかね。17億円ほどの販売価格がある。平群町で17億円の企業、売ってるところありますか。やはり私は、平群町の場合は、農業が基幹産業だと。そのために町はもっともっと深く高く評価する、農業をですね。やはり、新しくやることもいいんでしょうけども、やはり農業が基幹産業だろうという、総計でもきっちり位置づけておられるわけですから、その辺のことはきっちり人員配置もし、いろいろ先進的な事例も含めて、やはり取り組んでいただきたい。

先ほど、新規就農者のことがお話出ましたが、今まで平群町で新規就農者は何名でしょうか。

それと、平群町の学校給食は、町は地産地消ということで地元の野菜を使って給食に出す。それは非常にいいことだと思うんですけども、その窓口は町農業振興協議会が窓口だというふうに聞いております。この振興協議会に入るには、非常に難易度が高い。新規就農者はなかなか私は入りにくいんじゃないかと。入りにくいんじゃないかと、いろいろ町の方に聞いてみますと。やはり、こういう方には、こういうことにはですね、やはり新規就農者の農産物を優先的に町の給食に取り入れてあげるとか、新規就農者は一番初期の生活が大変なんですね。出口戦略というか、販売先の確保が一番課題でありますので、そういう方にも門戸を開いてあげてほしい。

また、新しい農産品に取り組んでいる方がいらっしゃるように聞いております。新しい栽培方法で野菜の栽培に取り組んでいる意欲ある農家もありますので、そういう方にも門戸を開いていただきたい。それはお願いしておきます。

それと、介護保険の前期でしたか、アンケート調査をされましたんですけども、そのときにアンケートを出された高齢者が、将来の自分の農地の管理に不

安がある方が相当あったように私は記憶しております。そう言いながら、農家の方は土地に対する帰属意識が非常に強い、変わらないということもわかっております。けさの新聞を見ますと、遊休・耕作放棄地に課税強化という記事も出てました。ぜひとも、そういうことをなくすには、新規就農者だけじゃなくて、農家、大規模化も含めてやるのが、耕作放棄地対策になるんじゃないかと。私は、町が窓口になるんか、こういう遊休農地、耕作放棄地を一元化して管理する農業公社でもつくって、一元化から、農家から遊休農地、耕作放棄地を借りて、それを新規就農者、大規模農業者に貸すという方法もあるんじゃないかと。そうすることが、一番農家の方も耕作放棄された遊休農地をお持ちの方も、町がお借りするんであれば安心されると思うんですね。その辺のことは答えられるんであれば御答弁ください。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

まず、新規就農者数は何人かというお尋ねです。現在、平群町において新規就農者数は6名となっております。また、学校給食への地元野菜の地産地消という形のもので、振興協議会を通じて供給しているということで、非常に入りにくいというお尋ねでした。ただ、こちらのほうは学校給食における取り扱い量等いろいろ調整させていただいてます。そういった中で一定の給食とのやりとりという中で出荷量といいますか、供給量といいますか、調整させていただいている中で取り決めさせていただいているというところでございます。

また、最後、これからの耕作放棄地対策ということで、一定、一元管理するような公社を設立してはという貴重な御意見をいただいたと思います。そちらにつきましては、当然農業委員会等とも御相談・御協力いただきながら、貴重な御意見を賜ったということで検討してまいりたいというふうに考えます。

○議 長

森田君。

○4 番

新規就農者6名ということで、非常に少しは平群の農業も明るさが見えたんじゃないかなというふうに、これは後継者じゃないわけだと思いますので、非常にいい事態だと思います。

それと、学校給食のことですが、逆に言えば学校の給食、供給を受ける側がいつまでにどんな商品を幾らほしいということを事前に言ってあげれば、もっと学校給食の地産地消が進むんじゃないかと。これは、意見として申し上げておきます。

今、企業では、変革しないと生き残れない時代になっております。例えば、フィルムメーカー、酒造メーカーが化粧品をつくっているような時代になっております。農業では、電機メーカーの東芝が野菜をつくって販売を開始しております。大阪駅前のグランフロントでは、近代マグロは有名でございますが、ロート製菓が店内で水耕栽培した野菜を使ったレストラン、旬穀旬菜を経営しております。また、サンドイッチチェーン店のサブウェイでも店内で水耕栽培した野菜を使って、地産地消よりもっと進んだ店産店消を行っております。本当に国の農業政策も大きく、先ほど言いましたように遊休地の課税対策とかいうことで大きく変わっておりますので、平群町の農業もちょっと民間的な発想も取り入れられて、スピード感を持って進めていただきたいことをお願いしまして、次お願いいたします。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

すみません。それでは、大きい2点目の町内の土砂災害特別警戒区域の指定につきましてお答えをさせていただきます。

平群町では、平成25年度から奈良県により特別警戒区域、通称レッド区域の調査が開始されておまして、平成31年度をめどに県内の全ての市町村で調査及び指定の完了を目指しております。

平群町では、平成27年4月に信貴山地域と久安寺地域の特別警戒区域を公表をいたしました。そして、6月には櫛原地域の一部と福貴畑地域の一部、そしてまた越木塚地域の一部の公表を行います。町内には、まだ多くの警戒区域があり、平成27年度も引き続き特別警戒区域の調査が行われる予定となっております。

なお、奈良県のホームページに個別の公表データが掲載されていないのではないかという点につきましては、県のホームページにも最新のレッド区域の情報は掲載されてはおりますが、掲載画面へのアクセスが非常にわかりにくい状況となっておりますので、よりわかりやすい構成となるよう改善を県のほうに依頼をしております。掲載内容につきましては、町も県も同じでございます。

以上でございます。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。もう少し質問させていただきます。

県のホームページと町のホームページ、違うのはわかりました。



また、再度ですね、県のホームページ見ますと、確かにふえてます、32カ所かな、ふえてますね、それは理解できました。それらの地域に家屋も特別警戒区域、非常に危険度が高い区域に家屋が建っておりますね。その人たちに周知徹底をどのように図られようとしておられるのでしょうか。また、いつごろまでに町としてお考えなんでしょう。先ほど、県は平成30年度まで調査は終わるとのことなんですけども、私が聞いたかったのは、平群町は今やっているところを終えて、次、県も予算で動いておりますので、どのように考えたらいいのか。いつごろまで平群町は調査結果を公表されるのか、その辺のこともわかればお教えいただけませんかでしょうか。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

まず、1点目の再質問でございます。住民への周知をどうするかということでございます。

住民への周知につきましては、県の調査が完了しまして公表が行われれば、平群町におきましても奈良県と連携をしまして、早急に地元の説明を行い、そしてまたホームページや広報紙で情報発信を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、平群町での今後のレッドゾーンの指定の公表等についての予定についてでございます。一応、奈良県では平成31年度をめどに全ての調査を行いたいというふうに言っております。ただ、災害はいつ起こるかわかりませんので、早急に平群町の調査を完了していただけるように申し入れてまいりたいというふうに考えています。

○議長

森田君。

○4番

県が30年度までやるということで、できるだけ早くちゃんとしてお願いしていただきたい。県も予算で動いておりますので、その辺のことは当然理解しておりますが、公表を済まれたところ、先ほど言いましたように信貴山と福貴畑でしたかね、久安寺でしたかね、その方にはもう、住民の方に公表、自治会・大字のほうに説明に上がっておられるのか。特に、その地区に家屋を建てての方にはどのようにされたのでしょうか。

それで、このようなネガティブな情報いうんですかね、この地区に指定されますと、地価が下がるなどの悩ましい問題が抱えております。広島市でも土砂災害に見舞われたところもそのようなことがあったというふうに聞いております。

それで、特別警戒区域に指定されますと、安全性を確保された避難場所や避難ルートの選定や避難訓練を年1回以上実施することになっておりますが、義務づけられておりますが、今町としてどのような取り組みを考えておられるのでしょうか。

それと、信貴山城跡のことをございますが、その区域はこれらの区域に入っていないんでしょうね。

もう一つは、信貴山地区は三郷町と、白石畑地区は斑鳩町と、鳴川地区は生駒市と地域の連続性がある可能性があると思うんです。連続性がある場合の対応策というんですか、そのようなことは今どのようなことをご考へになつてゐるのか、その辺についてお答えいただけませんかでしょうか。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

まず、久安寺地区、信貴山地域ですね。公表した地域の地元説明ということをございます。久安寺地域と信貴山地域につきましては、地元にはこのような結果になつたということで説明はもう済んでおります。ただ、住民説明会等々はこれからでございます。

続きまして、避難訓練等々でございます。これにつきましては、平成25年度の災害対策基本法の改正、また、平成26年度の土砂災害防止法の改正を盛り込みまして、平群町の地域防災計画の改定をこの平成26年度末に終えております。この中に、要はこのように土砂災害防止法の関係も盛り込んでおりますので、緊急避難場所の指定、または指定避難場所の指定、また避難訓練等々も記載もありますので、この地域防災計画に基づきまして防災対策を行つてまいりたいというふうに考えております。

あと、信貴山城跡でございます。信貴山城跡につきましては、地図を見る限りぎりぎり入っていないというふうに考えられます。ただ、信貴山地区のお寺の近くはレッドゾーンも入ってきますのでということで御理解を賜りたいと思ひます。

あと、連動性のある、例えば信貴山地区とか、要はほかの自治体ともまたがるようなところにつきましては、一応県が指定に入っておりますので、そのつながる自治体等々につきましても同じような対応ができるように調整をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

今、参事が御答弁いただきましたように、地域防災計画で記載、掲載してるので、私はこれをきっちりやるのが大切だというふうに思いますので、きっちりそういう避難場所の周知徹底、避難ルートの周知徹底、防災訓練を年1回実施する。25年ですかね、つくったとおっしゃられたんですけども、避難訓練やられましたでしょうか。そのことは強く申し上げませんが、やはりそういうことをきっちりやっていただきたい。

信貴山城跡については、安心しました。入ってないということで。だけど、ぎりぎりだということですので、県ともよく相談されて、あそこを何とかしよう、したいという住民の方もいらっしゃると思いますので、それよりやっぱり安全性というのは、住民の生命・財産を守ることが大事だというふうに思いますので、その辺のことはお願いしておきます。

それと、連続性のあることについてはよろしく。これは、平群町、これどういふ協定を結ぶのか、これからだというふうに思います。これは、他の市町村でも同じようなことがあると思います。私は、先ほど生命・財産を守ることは行政の責任、プライオリティーが一番だというふうに思っております。仕事が忙しくて大変だと思いますが、ほかの仕事より優先して住民の生命・財産を守っていただく仕事に注力していただきたいことをお願いしまして、この質問はこれで結構でございます。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、3点目の広域農道沿いの直売所の再開についてのお尋ねにお答えいたします。

議員お述べのとおり、農産物直売所、ファーマーズマーケットは、平成21年6月をもちまして一旦休止としております。開設当初は西山間地域の活性化並びに観光農業の発展を目指しておりましたが、運営状況の悪化から一時休止としております。現時点でも再開に至っていないのは、単なる直売施設として再開させても情勢に変化がないと判断しているからでございます。

また、万が一にも再開しないのであれば、土地の賃貸借契約を解除すべきとの御提案ですが、当該施設については直売施設という本来の目的ではございませんが、現在、特産品開発事業で収穫したさまざまな農作物の選別作業、あるいはその保管場所として活用しております。農産物直売所ファーマーズマーケットは、一時休止と位置づけており、その再開のめどは立っておりませんが、現時点では解約はせずにその活用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

先ほども課長、またありがとうございます。

再質問させていただきますが、この問題につきましても先ほどと同じく、平成21年の6月議会で質問しましたところ、一定期間ですね、検討期間をいただきたいと。いろいろな施設、いろんな駐車場を含めて、施設を兼ねることが全体の中でその土地利用を考えるべきじゃないかという御答弁をいただいております。一定期間の検討期間について、6年もたってるんですよ、6年も。一定期間というのは、そんなに長いものでしょうか。

今、何か特産物の選別をやってる。それはあそこでもやらなくていいんじゃないですか。失礼でございますが。年9万円、しれた金といえばしれた金かもわかりませんが、私は少しでも歳出カットをすべきだというふうに申し上げます。それは、本当にそんなことでいいんでしょうか。そのときに駐車場の話が出ましたが、私は直売所の道路をちょうど挟んだところに駐車場らしきものがあるように思います。よくよく調べておきますと、町の資産になっております。それであれば、あそこを町ができない、振興センターができないのであれば、民間の方にでも無償で貸して、そういうような施設に取り組みたい人を公募したらどうなんですか、無償でもいいから。今議会でも申し上げましたが、夕張市はそのようなことをやっております。公共施設を維持するのが大変だから、民間にただで貸して活用してもらってる。

ちなみに、広域農道沿いの無人の小菊の販売所、自動販売機があつた辺にたくさんあるんですけども、相当数の金額が上がっておるように聞いております。私は、やり方一つで変わるんじゃないかと。

先ほどの駐車場のことで申し上げましたが、やはりこういう施設をつくるのであれば、トイレが絶対不可欠なんですよ、トイレが。借りた土地にトイレをつくることは不可能でしょうけども、町の駐車場であればトイレがつくれるわけじゃないですか。以前もサイクリングロード、ならクルの質問をしたときにも、そのようなことを申し上げましたときに、ちょうど信貴山と生駒の真ん中ぐらいなんです、ほぼ。真ん中より少し南かな。そんなことをやはりトイレをつくってあげれば、今たくさんの方、ほんまにびっくりするぐらいチャリンコで走ってますよ。チャリンコで走ってる、チャリンコ言うたら怒られますけども、競技用の自転車いうんですか、何やらフランス、ロードフランスか何かああいう、特に有名な自転車競技に出るような自転車で走ってますよ。

だから、そういうことをつくれれば、西山間道路で休憩してくれることもできるんじゃないかと。町がだめであれば、そんなぐちゅぐちゅ言わずに公募したらどうですか。町長、どうですか、その辺のこと、どう思われてますか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

まず、再質問3点かなと思います。

まず、一定期間経過してるにもかかわらずということで、少しでも歳出カットをすべきであるというお尋ねであったと思います。それにつきましては、農産物直売所ファーマーズマーケット自体の位置づけということのあり方というのは、検討していかなければならない。当然それにおきましては、施設整備ができないということと、開設もできないということであれば、当然その計画は廃止されるものと考えます。ただ、上位計画との整合も一定図った上で、また、ファーマーズマーケットの設立の経緯といたしましては、西山間地域の地元の方々といろいろ協議させていただいた上で設立したという経緯もございますので、一定地元の西山間地域、また農業委員会、農業振興協議会等関係者の方々と協議をした上で決定してまいりたいと考えます。

続いて、ファーマーズマーケット用地の道を挟んだ南側のスペースということで、こちらのほうは町有地であるから民間等への貸し出しも行えばいいというようなお尋ねであったかと思えます。こちらのほうは、県より譲与を受けて、現在平群町名義となっているところです。その位置づけですけれども、こちらのほうは一応営農団地、第6団地の区域内用地ということになっております。したがって、基本的には土地改良財産と。ただ、ファーマーズマーケットを開設しているときには駐車場として使用していたという経緯もございますが、民間への貸し出しということも考え、JA等へも打診したということもございますが、現在の状況になっているということでございます。

したがって、最後にトイレの設置等のお尋ねであったかと思えますが、こちらのほうにつきましても、ファーマーズマーケット開設当初は仮設トイレで対応していたという部分でございます。したがって、前回トイレの設置については検討していきたいという答弁もさせていただいておりますということで、御理解いただきたいと思います。

○議 長

森田君。

○4 番

ちょっと観点が違うんでしょうね、課長と私では。私は、そんなことは町が

やる時代は過ぎた。そんなん西山間部の方に公募したらどうですか、やってくる人いませんか。私は、悪いんですけども、そんな時代ですよ、もう。今あそこで選別する必要はないんでしょう。ほかでもできるんでしょうという。たくさん遊休施設があるじゃないですか、町には。

トイレにつきましては、仮設トイレと言うてるわけではないんですわ。駐車場のところにトイレをつくることによって、上位計画の観光交流ゾーンの位置づけもきっちりあそこで再開すればできるんでしょう。トイレがきっちり整備すれば、観光地でもお客さんが来るんですよ、今そんな時代ですよ。トイレが汚くて汚れておれば、必ず敬遠されます。そういうことを申し上げておるわけですから、それであればいつまでに結論を出されるのか。私も今提案した、公募も含めて、いつごろまでに結論出されるんですか。9万円は安い、しれてると思います。私は、その積み重ねが全て今、町の状況を全てあらわしておるように思うんですけども、その辺のことをもう少し御答弁いただけませんか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

いつまでに結果を出すんだというお尋ねでございます。先ほども申しましたように、まずはその施設の活用検討というのも踏まえての結論になるかと思えます。

ただ、先ほども申しましたように、地元協議等も含めて一定時間は頂戴したいと。ただ、いつまでにという時期につきましては、現時点ではお答えできないということで御理解いただきたいと思えます。

○議長

森田君。

○4番

トイレ答えてない。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

すみません。トイレを整備すれば、観光地として活性化するのではないかと。というような御質問であったかと思えます。

確かに、サイクリング車も多いということで、トイレの設置をということで、ただ、トイレのみの設置については、観光地としての拠点とはならないと考えております。そのため、ファーマーズも含めた中での検討ということになるう

かと思います。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

早急に私は結論を出してほしい。そうしないと、少しでもやはり歳出カット。毎年毎年、町民税が減ってきてるわけですから、1円でも安くする方法を知恵を出していただきたい。もう本当ね、町職員が全て抱える時代は過ぎたというように私は思うんですよね。いろいろ市町村では、新しいことにチャレンジしてます。本当にね、民間の知恵をかりて、本当にいろいろなことに取り組んでおられます。そういうことも含めて、早急な提案いうんですかね、そういうことを期待しております。

その答弁はもう結構ですが、最後にですね、副町長、平群に来られて2カ月少したちますが、平群町の施設をくまなく歩かれましたでしょうか。質問じゃないですよ、私は。平群町は、民間でいえば中小企業なんです。職員数からして、財政規模からして、本当に中小企業です。失礼ですが、副町長がおらなくても、町長一人でもやれる規模なんです、民間企業であれば。私は、副町長に期待してるのは、職員の意識改革、その先頭に立っていただきたい。また、規制改革の旗振りをぜひともお願いしたい。当然、県とのパイプ役は当然やっていただきたいと思うんですけども、そういうことを副町長に期待を申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

午後1時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時47分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

観光産業部長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

観光産業課長。

○観光産業課長

貴重なお時間をいただきありがとうございます。

先ほどの森田議員の一般質問の中で大きな1点目の質問の中で、新規就農者数のお尋ねがありました。私、6人と答弁いたしましたが、5人が正しく、6人は誤りで5人が正しいので訂正させていただきます。

○議長

では、続いて行います。

発言番号10番、議席番号9番、高幣君の質問を許可いたします。高幣君。

○9番

それでは、お食事の後でございますけれども、一言お願いいたします。よろしく。

議長の御許可をいただきまして、2項目について質問をさせていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますよう、よろしくお願いいたします。本日の質問の最終バッテリーでございます。

まず、1番目の質問は、平群の再生へ、小さな声、住民の声です。

町の発展は、27年度予算で打ち出しています。町長の「緑豊かで心豊かな子どもの歓声がきこえる町をめざして」を選挙公約で見ましたが、大事なことは何なのかです。消滅市町村にならないよう、具体的な検討の場を町長、つくりませんか。町長選挙、議会の選挙も終わり、次の4年間を真剣に考えませんか。

既に6月です。この機会に再度、細かく政策を見直して、議員と平群創生会議を開きませんか。住民に伝えられる創生の町政を期待して、町長公約の「この“ふるさと平群”が将来に渡っても緑豊かで、心豊かな潤いのある“まち”であってほしい」とあります。「子どもたちには「夢」を、お年寄りには「生きがい」を持っていただけるような、そんな暖かい“まち”であり続けられるよう、私、岩崎さんですけれども、皆様と共にがんばっていくつもりです」と公言されています。

また、「町長として3期目に突入、町政一新・財政再建の継続と町の活性化策、教育環境の充実や、住民へのサービス拠点の整備などについて、理解と協力を得ながら丁寧に着実に進める」とあります。大きな視点から見ると、全く私もそのとおりではないかと思えます。

一方、大事なことは、平群の再生、創生は、住民のお声です。町で住民の声を聞くと、次のようないろいろなことがありました。一部ですが代弁して質問を行います。

1、町外者が平群駅の降車時、町のイメージは、クエスチョン。町内は、東



山駅は近代的、元山上口駅は田舎の町の駅、竜田川駅は小さな町の駅とされています。しかし、平群駅は工事中で駐車場のイメージが強烈、完成時にはどんな駅イメージになるのか、どうなるかが心配であります。

2番目、嶋左近、長屋王の町と聞き降車、電車をおりるということですね。イメージ不足であると。

3番目、バスに乗車、路線バスはすぐわかる。コミバスは、南・南北・西山間回りではわかりづらい。

4番目、空き家や空き地の町外持ち主に対して、固定資産税の納付書送付時に環境整備の依頼文を送付すべき。

5番目、ゆめさとこども園の駐車場が狭い、拡張を。歩道が狭く危険だ。事故のないようにという声があります。町長には、町長への直通便・メールがあります。どんな住民の声が届いているのでしょうか。公表できるなら、公開してほしいと思います。できたら、ことしの1月からのやりとりを公開してください。というふうに、私もいろんな観点で、町の人からいろんなことをお聞きいたしておりますので、きょうは1番目の質問として、小さなことですが、この答えをどんなふうに出してくれるかを楽しみにいたしております。

2番目の質問は、その後の町の創生政策についてであります。町議会選挙も、先ほど申しましたとおり終了しました。新議員を含めた初定例会です。では、既にまち・ひと・しごと創生法は国会で成立しています。国政では、人口減少の克服に向け、地方の活性化を進め、この地方創生の推進政策が進んでいます。この政策では、平成27年度に地方自治体が自由に使える地方創生交付金の創設でした。具体的に本町では、地方創生の政策は進んでいるのかをお尋ねいたします。

町の現時点での具体的な政策はどうなっているか。さきの奈良県サミットの若年女性の減少と地方からの若者流出の2点が、人口減少の大きな課題と指摘されました。そのような環境の中で、本町のホームページで「住む・なら・平群～こんな近くにスローライフ～」と「暮らしやすさ」ランキングで、平群町は奈良県2位！」と発信されています。また、「平群町での暮らしは、お得意がいっぱい！」とも発信されています。本町が悩んでいる人口問題には大きなプラス要因となる発信であります。少子化問題を解決に近づく20代のランキングは県2位、近畿で19位と町のホームページから発信され、非常にうれしいニュースであります。さて、本当でしょうか。

住民生活課の調査データでは、本年1月から5月の速報値では人口は11人増です。この期間に町は転入された人に、なぜ平群へ転入されたのかと調査されましたか。その反面、出生と死亡による人口減は残念ながら死亡が多く、4

0人の減です。このような視点で町長は人口問題を眺めているのでしょうか、御見解をお尋ねします。

このホームページで発信されたことを歓迎いたします。人口の急減を回避し、将来の安定人口を死守が求められている今、時代です。女性の活性化による子育て支援の強化が図れないかと考えます。人口の環境改善を図らねば、人口問題は改善できないのではないのでしょうか。地方自治体の創生を考え、国の創生交付金の狙いをまともに考え、国が目指す子どもの育成支援や若者流出防止につながる施策に充てる地域活性化を図ってほしいと思います。

一方、プレミアム商品券の発行はその後どうなっているのでしょうか。町の活性化に力を投入される創生政策について、町長の見解を尋ねます。

以上の質問に対して、前向きな町長の考え方について具体的な御所見をお願いいたします。よろしくどうぞ。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、高幣議員からいただいております1点目、駅のイメージ、2点目、嶋左近等のイメージにつきまして、関連ということから私のほうで答えをさせていただきます。

現在、取り組まれてます駅周辺整備事業、いよいよ大詰めにかかってまいりました。施工者であります平群駅西土地地区画整理組合の中で、駅前広場や駅前線の景観における修景設計として発注をされ、具体の中身の検討がされているところでございます。現時点では、バスのシェルターやモニュメント、あるいは植栽等々の具体の決定はまだされていない状況であります。また、町といたしましても、駅前広場の築造にあわせて、トイレの設置と駅舎の移設に現在取り組みを進めております。

本年4月、町長が近鉄本社に出向きまして、町の考え方、町の状況等々駅舎の移転にかかる費用負担等におきまして、近鉄本社に申し入れを行ってまいりました。いずれにいたしましても、それぞれの一つ一つが整理をされ、早い時期に議会のほうで設置をしていただいております所管の駅周辺整備事業特別委員会のほうで報告・相談を申し上げてまいりたいというふうに考えております。

2点目にいただいております嶋左近や長屋王等々の歴史遺産に係る啓発、PR、イメージの問題でございます。これにつきましても、事務担当課と連携・連絡を図りながら、同時に取り組んでまいりたいというふうに考えますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、3点目の高幣議員のコミバスの3ルートがわかりづらいについてのお答えいたします。

これまでもコミバスの利用者の意見や要望等につきまして、可能な限りダイヤルートに反映させ、改正してまいりました。その都度、ルートのダイヤのパンフレットを作成し、戸別に全戸配布し、住民に周知をしてまいりました。今後におきましても、利用しやすいコミバスを目指しまして、さらなる住民周知を図り、乗りやすい、わかりやすいコミバスを目指して取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長

税務課長。

○税務課長

それでは、高幣議員の4項目めの空き家や空き地の町外の持ち主に対して固定資産税の納付書送付時に環境整備の依頼文を送付すべきについてお答え申し上げます。

他市町村では、固定資産税の納税通知書発送時に適正管理を呼びかける啓発文や空き家バンクの登録依頼を同封されている事例や、ふるさと納税の案内を送られているところがあり、町外の方に固定資産税納税通知書の郵送機会を利用し、町のPRを行うことについては有効な手段と考えております。

議員の御指摘のことにつきましては、今後、関係各課と連携し、検討を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、5点目のゆめさとこども園の駐車場及び歩道に関する御質問にお答えさせていただきます。

現在、28区画の保護者専用駐車場に加え、約10台程度の園地内駐車場を送迎に利用していただいております。開園当初の4月は保護者の方の戸惑いもあり、若干混雑もありましたが、日にちがたつにつれ通園にもなれ、白石畑路線に車が並ぶという状況もほとんどなく、安定的に運用されつつあります。

こうした状況の中、新たに駐車場を拡張することについては、困難というふうに考えております。現状の中で保護者の理解も求めながら、適正な運用を今

後とも目指してまいりたいというふうに考えてます。

次に、歩道が狭いとの御質問ですが、こども園に隣接する部分につきましては、大井手路線側の2.0メートル、白石畑路線側で2.5メートルの歩道及び横断防止柵を設置しております。また、送迎用駐車場から横断歩道までの間に歩行者のたまりも設置しており、もちろん完全とは言えませんが、安全性は一定担保されているものと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

最後に、町長への直通便についてお答え申し上げます。

昨年12月議会で議員の一般質問でお答えしたとおりでございますが、町民の皆様からの御意見を直接町長に伝えるツールといたしまして設置をしておるところでございます。これにつきましては、あくまでも個人の方から町長への親書ということで取り扱いをさせていただいておりますので、内容については申し上げることは差し控えさせていただきたいと存じます。御了解賜りますようお願いをいたします。

○議長

高幣君。

○9番

ありがとうございます。

一点一点お話を聞かせていただきまして、できるだけこれを訴えられた方々、お話しされた方々に私も誠意をもってお答えをしておきたいと思っております。

ただ、今一番最後で大浦課長から、理事から話のありました町長への直通便の話、それに対する公開が親書であるということから、公開できないというお話ですが、私はそうであっても町長という役職の方、職責のある方にお手紙が来て、それに対して返事をする。それが公開できないというのは、少しおかしいんじゃないかなと。町長は、あくまで平群町長、岩崎さんです。なぜできないのか、もう一回ちょっと御答弁お願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

まず、文書という部分でございますので、その辺の整理というところで、まず町長への直通便については、いわゆる情報公開条例に基づくあの文書というのが公文書なのかどうかというのがまず一つの大きな論点ではないかなという

ふうにご考えております。

情報公開条例の第2条の定義のところ、公文書の定義というのがございます。ちょっと簡単に読ませてもらいましたら、いわゆる公文書というのは実施機関の職員が、我々ですね、我々が職務上作成し、または取得した文書であるということでございます。

この職務上、作成取得という部分でございますが、当然直送便でございますので、我々が作成をした文書ではないということでございます。基本的には、法令なり条例なり規則なりで職員に与えられた任務またはその権限の範囲内において取得をしたというのが、まず公文書の定義でございます。

町長への直送便というのは我々、特に条例や規則等に基づくものではございませんし、我々の業務として能動的にその取得に務めたものではないということでございます。

また、基本的に公文書といいますのは、職員が組織的に用いるものやというふうな解釈というのもございます。実施機関が所有し、職員個人のものではなく、組織として共有文書、また実質を備えた状態、いわゆる業務上必要なものであるということでの利用であったりとか保管であったりとかいうのがされてるものが公文書というふうなものの定義でございますので、そういったものを総合的に勘案しますと、ものにつきましては、やっぱり公文書として扱うことができないかなというふうなものがまず基本的な見解であるということでございます。

○議長

高幣君。

○9番

公文書だという言い方と、私文書だという言い方、この二つあるわけですね。ところが、岩崎町長というのは、これは公なんですよね。岩崎万勉さんという名前が入った場合は、これは私だと思うんですよ。そういう意味で、もし今の大浦課長の御答弁のようにやっていくと、どんなことが町長、いわゆる平群町に対して町長に物申すで入ってるのか、これが私はちょっとおかしいんじゃないかなと。もちろん、お受け取りになった町長自身が、いやこれは見せないんだというふうに、これは私の個人文書なんだというふうにおっしゃるならば、それは仕方ございません。

ただ、もし見ておりませんから何も言えませんが、岩崎万勉、平群町の岩崎万勉という形の返信をした場合は、それが公なのか私なのか、非常に難しい境になると思うんです。

それから、町長がそのメール便、これ、メールもそうだと思うんですけれど

も、聞かれて、そしてそれに対応されたら、それは公なんですよね、町として対応されたら。私として対応されるのは、それは私文書です。でも、公で対応すると、これは公文書に近いと私は思うんですけどね。これは、岩崎町長にこの件に関しては、自分なりにどう受けとめて、そしてそれを公文書で扱って公の形で処置をされているのか、私の形で処理をされているのか、一言お聞きしたいと思うんです。

○議 長

町長。

○町 長

緑の紙に書いていただきまして、私のところへ届くんですけども、住所・氏名を書いておられる方、あるいはまた書いていない方、いろいろございます。いずれにいたしましても、その内容につきましては私自身が今後の町政にどう生かすかということでございまして、それはすばらしい意見であれば、採用すべき意見であれば、それは町政にまた生かしていくということも必要でしょうし、何か問題があればそれを改善していかなければならないと。

私がそれを読んで、例えば職員にそれを指示したということになれば、私が消化をして、その職員に指示したということである範囲は、まだ私文書でいいかなと思います。親書でいいかなと思います。

ただ、私がその方に住所・氏名書いておるんで何かの返事をしたということであれば、そこから公文書になるかなと。それは、いろいろな考え方が、公的な考え方、私聞かずに答弁しているんですけども、そういうことかなと漠然として思っております。

いずれにいたしましても、大切な町民の皆さんの意見ですんで、生かせるものは生かしていくと。緑の紙でなくても、封書でいただく場合もございます。それも同じような扱いかなど思っておりますんで、住民さんからいただいた意見につきましては、町長として真摯に対応していくということであることには変わりはないということでございます。

○議 長

高幣君。

○9 番

非常に難しいところですかね。例えば、単純に言えば、置いてる場所は町の役場の住民生活課の前のテーブルというんですか、の上だと。使ってる紙は町の紙やと、私はそう思うんですよ。

あるいは、町長が個人的に紙を出してやっておられるのか、あるいはあのボックスが町長の私物のものなのかどうか、これもわかりませんが、いず

れにしろ、できたら、できたことぐらいは公表して、これは町の皆さんのお声で私はやりましたというぐらい持ってやれば、また町長のお値打ちも上がるんじゃないかなと思ったりもしております。この件はこれでいいんですが、ただ、今の何件かの御回答を聞いてますと、特に私が気になってたのは固定資産税の納付書なんかに、ここをちょっときれいにして頂戴よと、空き家になってるからきれいにしてちょうだいよとか、空き地になってるから草刈りしてちょうだいよというふうな形のガイドブックというんですか、案内をお出しになるというのは、私は非常にいいことだと思います。

小さいことばかりをさっきずっと述べたわけですけれども、全てにおいてやはり町は小さなことでもこつこつと、どこかで言う言葉ですけれども、こういうふうにして動いていただきたいなど、私はトータル的に思っておりますので、町長ももしよければ、私こんな聞いたんでこんなやりましたよという自慢話もしていいと思いますので、そのあたりはこの件について私は終わりたいと思います。あくまで、町のPRになると思いますので、よろしく今後お願いをしたいと思います。1番目は結構です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、高幣議員、2点目の現時点での地方創生の具体的な取り組み施策についてお答え申し上げます。

平群町の地方創生に向けた取り組みでございますが、国が昨年12月に策定をいたしました長期ビジョンと総合戦略を勘案しつつ、平群町における人口の現状と将来展望を提示する人口ビジョンの作成を行い、これを踏まえて今後5カ年の目標や基本的な方向、具体の施策を取りまとめた平群町版のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に今現在取り組んでおるところでございます。

現在の進捗状況でございますが、人口の将来展望に必要な調査・分析に向けた取り組みを始めているところでございます。具体的には、人口の将来展望するに当たって、地域住民の方々の結婚や出産、子育ての希望、また地方移住に関する希望などを実現する観点を重視することが必要であることから、まず一つ目といたしまして、結婚・出産・子育てに関する意識希望調査のアンケート、基本的に3種類のアンケート調査を実施するというふうなことでございます。

1点目といたしまして、今申し上げましたアンケート。2点目といたしまして、定住・移住に関する意識・希望調査並びに住民の意識調査のアンケート。3点目といたしまして、地元就職率の動向・進路希望調査のアンケートを実施するよう、今現在作業をしておるところでございます。

これらの人口問題につきましては、調査・分析の結果を踏まえまして、平群町の現状と課題を整理し、人口に関する目指すべき方向や将来性を提示した上で、人口の将来展望を策定するものでございます。

さきに、議員のほうからも御紹介いただきました、経済産業省が地方への移住・回帰の動きを後押しするために策定をいただきました、生活コストの見える化システムでございます。この調査結果の中では、平群町は住みやすさランキングで、特に利便性志向の子育て世代でというところでございますが、高く評価をいただいたところでございます。このことは、平群町が若者・子育て世代への切れ目のない施策として今現在展開をしております、例えば子育て支援センターの充実、はなさと・ゆめさとこども園の運営、また、プリズムへぐりでの子育て保健事業、子ども医療費の高校1年生までの無償化など、他の市町村に先立って実施している事業や、ハード面では公園や体育施設など、若い世代に御利用いただける施設の充実など、これまで培ってまいりました特色のある施策への評価の一つでなかろうかというふうに考えておるところでございます。

こういったことを勘案しまして、今後の地方創生の取り組みということで、今後さらに若い子育て世代の満足度が高まるよう、これらの施策を有機的に連動させまして、第5次総合計画に掲げております人口対策との方向性や関連性を重視しながら、地方創生に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

プレミアム商品券発行に向けた状況についてお答えします。

現時点での事業実施決定事項としましては、名称を平群プレミアム商品券、プレミアム率30%で1,000円券10枚と500円券6枚の1冊16枚つづりで、額面金額1万3,000円分を1万円で販売する。その発行冊数は1万2,000冊で、発行総額1億5,600万円とするものです。

販売方法は、往復はがきによる予約販売で、申し込み冊数が発行冊数を上回った場合は抽せんとし、購入限度冊数は1人5冊までで、購入者は平群町在住者に限定するということまでです。商品券の発行場所、販売場所、商品券の使用可能店舗については、まだ決定されておられません。

現在、町の意向も伝えながら、商品券の利用期間を9月から12月末日として、販売予約の受け付けを8月上旬から中旬、8月下旬には返信はがきの発送、9月に商品券と引きかえするという予定で、商工会においてプレミアム商品券



の発行に向けた準備を進めていただいているところです。

なお、広報7月号において、プレミアム商品券発行事業について、事前の告知の掲載をします。

以上が現在の状況であります。

○議長

高幣君。

○9番

ありがとうございます。

今、大浦課長のほうから、理事からお話のありました中で、平群のランキングの話ですね、経済産業省が出されたランキングということで、非常にいい2番目という、2位というふうな形が出てるわけです。私もホームページを見させていただきました。その中で、言われている内容は非常に褒めるというんですか、いいなという感じなんですけれども、これを今後いかに町内外にPRされていくのか。あのホームページだけでPRされるのか、それとも何かほかの一策があるのか、ちょっとお伺いしたいなと思います。

それが一つと、それから、このランキング、どう見てもちょっと地域性に偏ってるのかなという気もしたわけなんです。なぜかといいますと、平群町は2位、3位とかに入り、ちょっと横見て三郷町を見たら、三郷町は1番目、2番とかそういうふうになってるわけです。ちょっと何かこのデータづくり、経済産業省さんがおやりだとは思いますが、でも、どうせやってるのは、こんな言々と失礼ですけれども、どこかのコンサルがやってるわけですけれども、ちょっと何かおかしいんじゃないかなと思うんですけど、町当局としてこれおかしなくなく、これはこうなんだと言えるのかどうか、もう一度お願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

高幣議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、この経産省が出されておられます平群町における生活コストの見える化システムでございますが、今のところホームページ等でPRをさせていただいているところでございます。あくまで、これにつきましては一つの指標、見方という部分で我々も捉えておるところでございますので、特にこのことだけが平群町の何か非常に特筆的なPRポイントになるというふうなことの一つかなというふうには思っておりますので、特にこれだけを捉まえて何か新たなPRにつなげていくというふうな、これだけをもつてのPRでは特に考えてございませんのですが、今現在、掲示をしておりますようなホームページであると

か、何か一つの参考指標という形で今後施策を進める上で教授としてしていきたいなというふうに考えております。

2点目でございますが、ランキングの順位のつけ方、なぜこういうふうなランキングになったのかというところでございます。それぞれランキングをつけるに当たって一つの指標というのがあるかなど。その指標の中で一定、前提条件というのがございます。例えば、その自治体の交通網、例えばバス停までの距離や鉄道駅までの距離であるとか、また、病院が多いとか少ない、お医者さんがたくさんいらっしゃるのかいらないとか、地域の保育所の待機児童やとか、それとあと住居に関しては、住居費というのがございますので、余り住居費が高価なことというのはなかなか住みにくいというのもございますので、適度な住居費の中での暮らしができるのかというふうな、一定の指標がございます。

そういったものを勘案すると、やはり総括的に言えることというのは、やはり小さな町といいますか、コンパクトシティ的な、その自治体の中である程度一定のサービスなりが、小さくてもいいから簡潔に処理をされている、されておられるというふうな自治体には結構高いポイントがつくのではないかなどというふうな位置づけといいますか、評価はしておるところでございます。

これにつきましても、一定国のほうで示された中身でございますので、その辺の評価項目も含めて、勘案しておるところでございます。

○議 長

高幣君。

○9 番

はい、御苦労さま。

じゃあ、ちょっと具体的なことで御質問させていただきます。

先ほど、冒頭の一般質問の形式的に申し上げた形のものに対して御返事いただいてないのが一つあります。住民生活課の調査データで本年1月から5月の速報値では、人口は11人増です。これは、いいことですね。しかし、その反面死亡が多く40人、こんなふうに私は申し上げたと思うんです。

そこでお聞きしたいのは、平群へ転入された方というのが当然あるはずなんです。この1月から5月の平群へ転入された方々の、なぜ平群へ来られたのか。もちろん、いろんな事情があると思いますから、そのなぜというところをちょっと焦点絞りたいんですけど、何かわかっているでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

転入・転出にかかわっての部分でございますが、以前、昨日の一般質問で申し上げますが、平群町に転入される方、転出される方についてアンケート調査をとっておった時期がございました。今現在、実際のところという部分では、その作業も今ちょっと中断をしておるところでございます。

そういう部分で申し上げましたら、この5月というふうな限定された中での転出者の転出理由等については、実際のところ調査には至ってないというのが現状でございます。

○議 長

高幣君。

○9 番

ちょっとしつこいですが、なぜそういうふうなアンケートを転入者に、なぜ平群へお越しいただいたんですかと、なぜ来られたんですかというのをやめた理由って何かあるんですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

この転入・転出アンケートでございますが、この調査する中で非常に私どもも有益やというふうには思っておったところでございます。

ただ、なかなか窓口の実態的なお話としまして、特に転出される方、転入される方、非常に事務的にもお急ぎになられてる方も多うございます。そこで一定、手をとめて時間をいただいて、これはこうやというふうなアンケート調査、なかなか応じていただけないというケースもございましたので、そういったことも含めてちょっと今アンケートの調査実施については、見合わせているというのが現状でございます。

○議 長

高幣君。

○9 番

有益だと思っておられるのであれば、なぜやめたかというところ。じゃあ、その代替方法を考えたのかどうか。例えば、お越しいただいた、お忙しい、ちょっとすみません、あしたでもあさってでも落ちついたら、このアンケートにお答えをいただけませんかというふうなやり方をなぜやらないのか。面倒なんですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

先ほど御答弁申し上げましたとおり、このアンケートにつきましては、一定23年まで数値化もしております。その中で一定、転入・転出された方の平群町に対しての見方であるとか平群町に対しての評価というのがある記載をされておるところでございます。

申し上げましたように、このアンケート、有益なものやというふうにも理解をしておりますので、ちょっと今、実は課内の中の調整でございますが、今後このアンケート、今議員も述べられたようにちょっとアンケートのやり方を変えて、転入された方、転出される方にちょっとアンケートを実施をしようかというふうなことで今検討しておるところでございますので、はい、考えております。

○議長

高幣君。

○9番

わかりました。いろいろあります。難しい問題あったりね。そうしますから、まず今またお話聞いてたら、またやるんやというふうな表現もございますし、だからやるやらないはっきりしてもらいながら、そして、私が申し上げたように、郵便でも御回答願えませんかというやり方もあると思うんで、今後やはり人口問題というの一番、きょういろんな方々の御質問の中にもたくさん出てきてるわけですから、やりたいことというふうに思って、私は思っています。全て人口問題について。だから、もうちょっと具体的にやっていただきたいなと思っております。

それから、この件はこれにして、先ほどの中でプレミアム商品の発行についてもちょっとお尋ねをしていきたいと思えます。

プレミアム商品の件は、今度7月号の広報ですね。そこで宣伝をしていただくんですけども、本当はこれは町内への発行ですから、町内の方々から来ていただけるようにするのが普通でございます。でも、ちょっと気になってるのは、町内のお店ってたくさんあるんですかねということを知りたいんです。

今、例えば今度新しくイオンができましたね。イオンでそれが使えるのか、エーコープで使えるのか、それから万代で使えるのか、いろいろと大きいお店あります。そういうところの状況はどうなってるでしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

先ほどの報告の中でも、商品券の使用可能店舗については現在、決定していただく作業中ということですので、どこが使える、どこが使えないというよう

な状況はまだ把握しておりませんので、よろしく申し上げます。

○議 長

高幣君。

○9 番

わかりました。

いずれにしろ、このプレミアム商品券が発行されるわけですから、もし全部が全部使わなかったらどうなるのかなという気もしておりますので、できるだけ町民の皆さん方にお使いいただくよう、PRをお願いをしたいと思います。

そこでちょっと議長にお願いがあるんですが、先ほど来いろんなこと、細かいことまで突っ込んでいってるんですけども、これは私、勝手に思っていることですが、きょう、きのう、いろんな各議員さんからの御質問等で頑張っていたいてお答えいただいておりますけど、ちょっと今後のやり方を変えたいなど実は私自身思っております。

「一般質問じゃないやろう、何言うねん」の声あり

○9 番

やかましい。人がしゃべってるときにごちゃごちゃ前で言われたら困ります。

「一般質問違うやんか、そんなもん。議運でやることや」の声あり

○議 長

高幣君、本日は一般質問で通告に基づいてやっておりますので、やり方どうのこうのについては、また別の機会ということでお願いしたい。

○9 番

はい。そうじゃなくて、中身も聞かんとぐちゃぐちゃおっしゃるから、やかましいと言ったわけです。私は、今申し上げた質問に対する関連事項をもう一度整理して、9月議会に答弁をいただこうかなと、こう思っておりますので、中身を聞いてから御反論されるのであれば御反論していただきたいと思います。私自身が、きょう申し上げておりましたいろんなことは、9月にもう一回質問させていただこうかなと思っております。そういう意味で、時間を町の方々にお渡しして、3カ月後でもう一回お答えをいただきたいなど、かように思っておりますので、ちょっときょう申し上げたようなことを再度次の9月議会で質問させていただくんですけれども、もうきょう私がやろうかと思ったこと、やめさせていただきます。

やはりこれからの議会運営で、皆さん方もいろんなお答えをもらうというのが一番いいわけでしょう。そのときに、再答弁とかお願いしたときに、非常に希薄な答弁集が多いんだと私は思ってるんです。というのは、突然に再答弁になって、これどうなってるんだというふうに聞かれる。今も私やりましたけれども、そういうのを避けていったほうがいいかなと思って今申し上げてるんですけれども。

議長、もうこれでやめときます。

○議長

それでは、高幣君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2時11分)